

午前10時開会

○友永修議長

ただいまから令和8年第2回岸和田市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○西田淳一事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○友永修議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から15番井舎議員、17番西田議員を指名します。

○友永修議長

次に、先般開催されました全国市議会議長会第102回定期総会におきまして、本市議会の反甫議員及び烏野議員が市議会議員として10年、市政の振興に努め、その功績が著しいとのことで表彰を受けられました。

表彰を受けられました2名の議員は御起立をお願いします。

(11番 反甫旭議員、13番 烏野隆生議員起立)

この際、拍手をもって心からお祝いしたいと思います。

(拍手)

おめでとうございます。御着席ください。

○友永修議長

次に、諸般の報告に入ります。

まず、岸財財第1号、岸教教総第51号、岸選管第6号、岸公平第3号、岸監第1号、岸農委第2号、岸固審第1号をもって議案説明員の変更報告があり、御配付のとおりです。

なお、この際、このたびの異動に伴う新任の部長、理事及び課長を事務局長から紹

介させます。

○西田淳一事務局長

私から、新任部長、理事及び課長を紹介申し上げます。

鈴木覚危機管理部長

田中康博福祉部長

山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

櫻井正信会計管理者

倉垣裕行学校教育部長

篠原圭司消防長

尾本啓環境農林水産部農政総括理事

川島隆宏まちづくり推進部総括理事兼建設部総括理事

中井学総合政策部企画課長

上田幸司総務部庁舎建設準備課長

林裕三総務部IT推進課長

三宅涼介財務部行財政改革課長

渚澤和也財務部納税課長

上田真吾危機管理部危機管理課長

岡本大助こども家庭応援部子育て支援課長

有留朋治魅力創造部観光課長

柿花英太郎環境農林水産部廃棄物対策課長

小橋真也建設部建設管理課長

岬大嗣消防本部総務課長

一ノ瀬顕誠消防本部警備課長

以上でございます。

○友永修議長

次に、岸監第115号令和7年度定期監査結果報告2月実施分その1、岸監第117号令和8年1月分例月出納検査結果報告一般会計及び特別会計分、岸監第118号令和8年1月分例月出納検査結果報告公営企業会計分、岸監第120号令和7年度定期監査結果報告2月実施分その2、岸監第126号令和8年2月分例月出納検査結果報告一般会計及び特別会計分、岸監第127号令和8年2月分例月出

納検査結果報告公営企業会計分、岸監第9号令和7年度フォローアップ監査結果報告、岸監第11号令和8年3月分例月出納検査結果報告一般会計及び特別会計分、岸監第16号令和8年4月分例月出納検査結果報告一般会計及び特別会計分、岸監第17号令和8年3月分例月出納検査結果報告公営企業会計分、岸監第18号令和8年4月分例月出納検査結果報告公営企業会計分、以上の11件につきましては、さきに議員各位へ御送付のとおりです。

本各件について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

次に、報告第2号専決処分の報告を求めます。市長。

（佐野英利市長登壇）

○佐野英利市長

上程いたされました報告第2号の専決処分について御報告申し上げます。

専決処分第2号の損害賠償の額を定め和解するについては、令和7年10月17日、生活福祉課職員が公用車を駐車するため左折させたところ、フェンスに接触し、損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、フェンス修繕費として損害賠償の額を5万5365円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第3号の損害賠償の額を定め和解するについては、令和7年11月25日、公園緑地課職員が尾生町において、公用車で走行中にハンドル操作を誤り、水道管に接触し、損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、水道管修繕費として損害賠償の額を1万1000円と定め、和解いたしましたも

のであります。

専決処分第5号の岸和田市手数料条例及び岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する法の条項番号ずれの解消を図るため、改正いたしましたものであります。

専決処分第6号の損害賠償の額を定め和解するについては、令和7年8月から10月までの間に、神於町、市道白原河合線ほかにおいて、道路上に生い茂った竹木に走行中の相手方車両が接触し、車両を損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を20万288円と定め、和解いたしましたものであります。

専決処分第7号の損害賠償の額を定め和解するについては、去る3月13日、IT推進課職員が岸和田市立斎場から公道へ出るため公用車を右折させたところ、走行中の相手方原動機付自転車が公用車との接触を避けようとした際に転倒し、原動機付自転車を損壊させる事故が生じたものであります。その後、示談交渉を進めてまいりましたところ、車両修繕費として損害賠償の額を10万7100円と定め、和解いたしましたものであります。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2項及び第3号並びに第6号のアの規定により専決処分の方途を講じましたので、同法第180条第2項の規定により議会に御報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

○友永修議長

次に、報告第3号から報告第5号までの3件の繰越計算書の各報告を一括して求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました報告第3号から報告第5号までの3件について、一括して御報告申し上げます。

報告第3号の令和7年度岸和田市継続費繰越計算書の報告については、事業を年次的に施行するため、継続費の議決を賜っておりますが、令和7年度で執行の終わらなかった一般会計の公共施設管理事業1210万円、市立認定こども園整備事業、市立春木・大芝こども園1億2954万余円、市立認定こども園整備事業、仮称市立桜台・光明認定こども園1億524万円、斎場整備事業1966万円、土地改良施設整備事業495万円及び田治米畑町線整備事業224万余円について、翌年度へ通次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第4号の令和7年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告については、既に繰越明許費の議決を賜っておりますが、このたび、戸籍事務事業184万余円から学校給食管理事業1000万円までの合計22億9355万余円を繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

報告第5号の令和7年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告については、令和7年度で執行の終わらなかった磯ノ上下水処理場ポンプ場施設更新事業5000万円、天の川下水ポンプ場他電気設備更新事業1240万円、管路ストックマネジメント

事業3060万余円及び大沢町・内畑町管渠布設事業6208万円の継続費に係る建設改良費を翌年度に繰越いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。

以上、3件につきまして一括して御報告申し上げましたが、何とぞお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの各報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本各報告を終わります。

次に、報告第6号一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました報告第6号の一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告については、令和7年度の事業報告及び収支報告並びに令和8年度事業計画並びに予算の報告であります。

内容を種々検討いたしました結果、いずれも適正なものと認められましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの報告について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

先ほど、市長より適正なというふうに言われましたけども、適正ではないというふ

うに考えますので、質問をいたします。

2026年度の予算書では、指定管理事業収入が計上されておりません。これは公園緑化協会にとって、収入の大部分を失った状況が今後5年間続くということであり、危急存亡の危機と言えるかなり厳しい状況であると考えます。

実施事業会計の費用が112万7000円となっているところ、収入は緑化等事業収入とゲートボール場運営事業収入の280万円となっており、不足分は公益目的繰入金847万円で計算上は補っておりますけれども、次年度以降も繰入れを継続するのでしょうか。

また、1994年2月設置のゲートボール場すば一くは、整備後32年が経過をしていることから、いずれ大規模な修繕が必要な時期が来ると思われます。それらの費用負担などを、赤字を貯金から食い潰しているような会計に見える協会に対応することができるのででしょうか。また、今後、もし協会を閉めざるを得ない状況になった場合、どのように閉めていこうと考えているのかを教えてください。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

まず初めに、公益目的繰入金について御答弁申し上げます。

公益目的事業は、平成25年度から令和8年度までの15年間の計画で、これまで緑化等事業、公園施設等整備事業、ゲートボール場運営事業に年次的に支出されてまいりましたが、令和8年度の実施事業会計予算の繰入金847万円の執行をもって事業の完了となります。したがって、次年度以降の公益目的繰入金はございません。

次に、ゲートボール場の修繕につきましては、議員御指摘のとおり、築30年以上が経過しており、傷みもございますので、将

来的に修繕が必要になると思われます。基本的には、所有者である公園緑化協会の負担で行うべきものと考えてございますが、これまでの経緯を踏まえ、今後、協議していく必要があると考えております。

また、一般財団法人の解散につきましては、評議員会の議決により、自主的な解散は認められておりません。法的に明記されている主な解散の事由といたしましては、定款で定めた存続期間の満了、基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結のときに解散するとなっております。これらの事由が発生した場合に解散に至ると考えております。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

公益目的繰入金の残金がゼロとなったため、次年度以降は支出がないということを確認いたしました。

また、考えられる主な解散の理由を3つ示してもらいましたが、定款で存続期間を定めているとは考えにくいので、基本財産の滅失や純資産額が2期連続300万円未満にならない限りは解散できないということでしょうか。これは、会社で言うところの倒産に近い状態で、法で定められているとはいえ、この状況で問題なく解散できるのか疑問です。

現在のところ、協会の2025年度報告書の貸借対照表を見ますと、現金、預金は1億591万3700円ありますし、その他車両など売却をすれば現金化できる所有物もあることから、資産は残っているように見えますので、今すぐということにはならないとして

も、先ほど申し上げたように、運営している協会の財源は減少し、すば一くは老朽化が進んでいるので、今後の運営について考えていくべき時期ではないでしょうか。

担当課として、今後、すば一くの運営についてどのように考えているのか、また、現状を踏まえ、公園緑化協会をどのように運営していく考えなのか教えてください。

○友永修議長

河畑建設部長。

○河畑俊也建設部長

解散についてでございますが、所管課といたしましては、法定の解散要件による可否のみをもって放置することなく、法律に定められた手続を尊重しつつ、必要な場合には、早期に実態を把握し、協議を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、屋内ゲートボール場すば一くにつきましては、公園緑化協会が所有し、開設以来、これまで運営してまいりました。今後も引き続き、公園緑化協会所有の下、運営していくと聞いております。

所管課といたしましては、競技人口の減少や、整備後30年以上が経過しておりますので、今後の利用状況や施設の老朽化の状況を確認しながら、安全に運営していただけるよう協議してまいります。

また、公園緑化協会の今後の運営につきましては、これまで実施してまいりましたすば一くの運営業務と並行して、緑化推進とスポーツの振興に根差した新たな事業の展開に向け、鋭意努力していただいているところでございますので、互いに情報交換等をしてしながら、所管課として協議を進めてまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

公園緑化協会においては、現実として指

定管理受託をしていない状況であり、非常に厳しい状況に置かれていると推測ができます。協会の運営はすば一くの運営につながりますから、資金的選択肢のあるうちに担当課としての責務を果たし、ある日突然、すば一くを閉めますということにならない手だてを打っておいてください。

また、本件について、議事録でも問うた議員は、2008年頃の、まだ本市から派遣職員がいた時代には盛んに行われていましたが、経営状況の報告については、2009年6月16日を最後に、2012年12月11日の特例財団法人岸和田市公園緑化協会の一般財団法人への移行認可についての報告を経ても、2014年2月28日の指定管理を指定する事業委員会が最後となっております。つまり、この12年間、公園緑化協会の経営状況の報告について審議をした議員はいないということです。

詭弁となりますが、議案説明において事業報告書など資料の添付がないだけでなく、その存在の説明自体がなかったため、特に2015年以降に当選をした14人の議員は気づけませんでした。既に財政課に議案説明の際に、後日追加資料がある場合にはその説明を求めています。私自身も勉強不足を痛感し、反省をいたします。

また、現状では、指定管理候補者となった会社名、団体名は公表されますが、候補者とならなかった応募時事業者は公表されないことも、永野市長談合事件前から交渉し続けており、応募すべき団体が応募したのかどうか分からない状況では、議論されないまま素通りしてしまう可能性がある点でも、再度問題点として指摘をしておきます。

現時点で緑化協会は一般財団法人として自立をしていますが、2009年頃までは盛んに議会質問があったように、かつては市か

らの補助金や職員の派遣を受けながら存続をした歴史があり、2012年度に3億9000万円を市に戻せるほど多くの税金を投入して運営してきた団体であることを踏まえ、時間と経費をいたずらに浪費しないよう、市として議会監視に耐え得る運営の監督業務を行うように伝え、質問を終わります。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。よって、本報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

○友永修議長

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から7月3日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は12日間と決定しました。

暫時休憩します。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第33号専決処分の承認を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第33号の専決処分の承認を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

専決処分第4号の岸和田市市税条例の一部改正については、軽自動車において環境性能割を廃止し、軽自動車税種別割を軽自動車税に改めるとともに、軽自動車税に講じられているグリーン化特例のうち75%軽減に係る特例の適用期限を2年延長するほか、住宅借入金等特別税額控除について、令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直しに伴い、当該控除に係る限度額の算定に影響が生じないようにするなど、法律と同様の改正をいたしたものであります。

本件につきましては、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分の方途を講じましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告申し上げる次第であります。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。西田議員。

○17番 西田武史議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第33号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、西田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

○友永修議長

次に、日程第3、議案第34号から日程第15、議案第46号までの13件を一括上程します。

本各件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたしました議案第34号から議案第46号までの13件について、一括して提案

の理由を御説明申し上げます。

議案第34号の岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正に伴い、特定個人番号利用事務を処理するために必要な情報として、外国人生活保護関係情報について、主務省令に規定されたことから、本市の独自利用事務に係る外国人生活保護関係情報のうち、法定事務または準法定事務として処理するものについて削除するため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第35号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、人事院規則の一部改正に伴い、災害応急作業等手当の額が引き上げられたことから、同手当に類する災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当の上限額を引き上げるため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第36号の岸和田市市税条例の一部改正については、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の免税点について、家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に引き上げるとともに、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期間を延長するほか、特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得について、他の所得と分離して所得割を課することなど規定の整備を図るため、本案のとおり改正いたしたいためのものであります。

議案第37号の岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正については、岸和

田市立幼稚園及び保育所再編個別計画中期計画に基づき、岸和田市立桜台・光明こども園を設置するほか、岸和田市立桜台保育所及び光明幼稚園を閉園するなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第38号の岸和田市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定方法の特例等が設けられたことから、控除額引上げ分の範囲において、就労収入が増加となった場合については、介護保険法に定める特別な理由に該当するものとして、令和8年度保険料を減免することができるよう、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第39号の岸和田だんじり会館条例等の一部改正については、岸和田城及び城周辺施設を一体的に活用する観点から、当該施設に係る管理方法、開館時間、休館日等を変更するとともに、受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直し等を行うなど、本案のとおり改正いたしたいためのものです。

議案第40号の令和8年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ975億9718万3000円に補正しようとするものであります。

まず、歳出予算から御説明申し上げます。10款教育費には、教育基金積立事業及び教育センター運営事業として15万円の追加計上であります。一方、これに対応する歳入といたしましては、繰越金を追加計上するものであります。

議案第41号の令和8年度岸和田市病院事業会計補正予算（第1号）については、資本的支出に基金積立金として10万円を追加

計上いたしたいためのものです。

議案第42号の和解の追認については、診療報酬の架空請求に係る対象被保険者の診療報酬全額に相当する額141万5128円を賠償金として、全23回にわたる分割で納付することを平成28年3月31日に相手方と書面で執り行った行為は、和解と判断されることが判明したため、和解を追認することをお願いするものであります。

議案第43号の訴えの提起については、国民健康保険診療報酬の架空請求に係る和解に基づく金員の支払いを怠る者に対して、本案のとおり、金員の支払いを求める訴訟を提起いたしたいためのものです。

議案第44号の大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議については、大阪広域水道企業団が共同処理する事務において、令和9年4月1日より泉大津市、箕面市及び門真市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するため、大阪広域水道企業団規約を変更いたしたいためのものです。

議案第45号及び議案第46号の2件については、いずれも財産取得についてでありまして、高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車について、本案のとおり取得いたしたいためのものです。

以上、13件について一括して提案の理由を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

質問の前にすいません、謝罪をさせていただきます。

先ほどの報告第6号一般財団法人岸和田

市公園緑化協会の経営状況の報告についてですけれども、2026年度の予算書で実施事業会計の費用が112万7000円ということを私申し上げましたけれども、これ、読み間違いでして申し訳ございません。1127万円ということに訂正をさせていただきます。申し訳ないです。

それでは、議案第34号と議案第36号についての質問に入ります。

議案第34号から参ります。本案は、6月14日より施行されておる日本に中長期滞在をする外国人に発行される在留カードとマイナンバーカードの一体化に見られる出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律に付随をする改正案で、政府による外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策と称する排外施策の一環でもあります。

そして、今国会ではスパイ防止法が審議をされており、それらとの組合せで外国籍市民を監視するために使われるのではないかと懸念をしておりますが、改正理由をお答えください。

議案第36号については、特定暗号資産という言葉は分かりにくいので、話題になっている言葉で言えば、違法性の疑いがあり、厳密には違うとも解釈をされますが、サナエトークンと市民に御理解いただければ分かりやすいかなと考えます。

1点目は、市民税について、特定暗号資産の課税に係る改正内容について、確認のため簡単な説明を求めるとともに、この改正による市の税収における影響と、市にとって有益な改正であるかを質問します。

2点目は、固定資産税について、免税点が家屋で30万円に、償却資産で180万円に引き上げられますが、その根拠と影響額について教えてください。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

議案第34号は、マイナンバーを利用した外国人生活保護関係情報の取扱いに関するものでございますが、外国人生活保護関係情報につきましては、これまで行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定がなかったため、本条例に規定して運用しているところでございます。

今回の改正は、マイナンバー法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正によりまして、当該事項がマイナンバー法に基づく情報連携が可能となることから、本条例の独自利用事務に係る外国人生活保護関係情報の規定を削除するもので、新たな情報について情報連携を開始するものではございません。

○友永修議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

議案第36号について、まず、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る改正について御説明いたします。

現行制度において、暗号資産取引から生じる所得は総合課税の対象となっていてところ、改正後、一定の暗号資産取引から生じる所得については、申告分離課税の対象とし、また、申告分離課税の対象となる暗号資産取引により発生した損失については、3年間の繰越控除を認める等の改正を行うものでございます。

なお、申告分離課税が適用されるのは、仮称となりますが、暗号資産取引業を行う者に対して、金融商品取引業者登録簿に登録されている特定暗号資産の譲渡等を行った場合に限定されます。また、同じ銘柄の特定暗号資産の取引であっても、暗号資産取引業者を介するのか、個人間で行うのか、

その取引経路によって課税方法が異なることとなります。

改正による税収の影響についてのお尋ねですが、市民税の税率は、総合課税の場合は6%、申告分離課税の場合は3%となることから、申告分離課税対象分については3%分の減少となります。

なお、賦課計算事務において、暗号資産取引から生じる所得に限定した所得金額の項目がないことから当該データの抽出ができないことや、さきにも御説明しましたように、全ての暗号資産取引から生じる所得が申告分離課税の対象となるのではなく、引き続き総合課税の対象となるものもあることから、影響額を試算することは困難でございます。

次に、固定資産税につきましては、近年続く物価上昇により、固定資産に係る指数が上昇しているため、国による令和8年度税制改正により引き上げられたものです。前回改正しました平成3年と令和7年を比較したところ、家屋では基準となる指数が約50%上昇し、また、償却資産では約20%上昇している結果を踏まえ、それぞれの上昇率に応じて現行の免税点から引き上げるものです。

影響額といたしましては、令和8年度課税で試算しますと、市全体で家屋が約400万円、償却資産で約300万円の減収が見込まれているところでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

それでは、議案第34号から。答弁がなかったスパイ防止法との関連ですが、国は対象者を公務員だけではなく全国民に広げる可能性があるとも強く懸念をされている中、単なる情報連携との認識では思慮に欠けます。本案は、入管法の改正に合わせて、マ

イナンバー法に悪乗りできるよう条例を改正するものですが、全国民を監視する法律であっても、国の言うとおりに従い改正をするのでしょうか。

36番については、全ての暗号資産取引から生じる所得が申告分離課税の対象となるものではないということですが、特定暗号資産の課税については、税率が下がることで、もうける人にとっては得な制度となり、不公平な制度改正ではないでしょうか。

また、固定資産税は市の裁量で税率を決めることができるものと理解をしておりますが、市の財政が厳しいときは税率を上げ、あるいは市の財政が潤沢になったときには下げるということはあるのでしょうか。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

議案第34号に対しまして再質問いただきましたので御答弁申し上げます。

新たな法律の制定や改正があった場合、地方公共団体は、法令に基づき適正な行政運営を行う責務を負っております。条例の制定、改正におきましても、法令の定めやその趣旨にのっとり、適切に対応してまいります。

○友永修議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

議案第36号の再質問についてお答えいたします。

特定暗号資産に係る課税について、今回の法改正の背景には、暗号資産保有者の約7割が年収700万円未満の所得層であり、個人口座の預かり資産額は8割以上が10万円未満であるなど、個人の利用においても暗号資産の保有が身近なものとなっております。その一方で、金融庁等に詐欺的な投

資勸誘等の相談が月平均で350件以上と多く寄せられていることなども課題となっております。

暗号資産が資金決済法から広く国民に資産形成に資する金融商品として金融商品取引法へ位置づけを移管し、上場株式等をはじめとした課税の特例が認められている他の金融商品と同等の投資家保護のための必要な法整備を行うとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備など、利用者保護や適正な課税環境の整備など、暗号資産をめぐる喫緊の課題への対応の観点から見直しが行われたものでございます。

なお、市税に係る賦課事務におきましては、地方税法に定められており、法令に基づき適正に事務執行をしております。

次に、固定資産税の標準税率は地方税法で定められているため、独自の税率については考えてはございません。しかしながら、固定資産税は地方税であるため、一定の条件を満たした場合に限り、各市町村が条例で定めることができることも規定されております。ただし、財源確保と市民の税負担のバランスを考慮した上で定めるべき率という観点から、現状では全国の市町村が同じ税率を採用している状況でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

議案第34号では、これまで同様2000年の地方分権一括法に従わず、自治を捨てる国の直轄地的答弁ですが、1回目の質問で説明をしたとおり、本案は排外主義から派生したものと言え、他者を排除するなら、いつかは自分も含めた誰もが排除されることにつながるものだと認識をしていれば、矛盾に気づくはずです。今後、審議を行う総務委員に対しても、慧眼をもった審議を

するよう伝え、議案第34号の提言は終わります。

議案第36号については、詳細については最終日の討論で説明をいたしますが、固定資産税では市税減収とはなるものの、各法改正に沿った空き家対策と見えます。しかし、特定暗号資産の課税については、サナエトークンは違法の疑いがあるためそもそも入らないとしても、いまだに特定暗号資産が具体的に何を指すのかすら不明で、国旗損壊罪同様、立法事実すらあやふやな状態の中に、先に富裕層には所得税と分離をすることで税率を下げるので稼いでもらいますとの入り口となる法案で、ドアホノミクスを実業ではなく投機へと、つまり、ばくち国家へと邁進をさせる国家の存在すら脅かす法案であり、それに対しても本市も追従することをよしとするのかが問われていると、議案第34号に引き続き、ともに議案第36号においても審議をする総務委員諸君は心して当たられるよう指導して質問を終わります。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

この際、お諮りします。

本各件については質疑を終結し、御配付しております議案付託区分表に基づき、関係各常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は、議案付託区分表のとおり関係各常任委員会に審査を付託することに決しました。

○友永修議長

次に、日程第16、一般質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、松本議員。

(22番 松本妙子議員登壇)

○22番 松本妙子議員

公明党の松本妙子でございます。発言のお許しを頂きましたので、一般質問に入らせていただきます。理事者の皆様には的確な御答弁を、議員の皆様には最後まで御静聴よろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に1、地域共生社会の実現に向けてから質問させていただきます。

最近、全国で幾度と起こる地震や台風災害、また、中東情勢の影響が顕在化しつつある昨今、6月からは1000品目以上の食料品が値上がりし、物価高の傾向が続いていますが、その一方で給料の伸びは追いついていないというのが現状です。戦争が終わっても、一度値上げた食品などは元の水準には戻りにくいとの指摘もあります。

日々現場を歩いていますと、その影響が出ているのは弱い立場の方々であると感じています。そのような大変な状況であっても、身と心はいつまでも元気でいたいと思っておられる方がほとんどだと考えています。

そのためにも、私たちの生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えて日頃からつながり、相互に役割を持ち、支え合っていく地域共生社会に向けての取組がますます重要になってきていると思います。

本市においても、これまでいきいき百歳体操や、誰もが集えるリビングなど、様々な機関が関わって、高齢化の進展とともに地域全体で居場所づくりや孤立を防ぐ取組がこれまで進められてきましたが、高齢化の進展とともに単身高齢者が増加しており、居場所づくりとともに孤立化を防ぐ支援体

制の構築も急務となっています。

そんな中、コロナ禍ではありましたが、市内の公営住宅におきまして、孤独死が数件、また、個人の住宅でも孤独死があったと聞いております。

寝屋川市では10年前から独り暮らし高齢者の緊急時に安否確認を行うためのかぎ預かり事業が実施されており、このたび、本市の社会福祉協議会が、鍵預かりモデル事業を実施すると聞きました。まずは、その詳細について市で把握されているのか、福祉部にお尋ねします。

次に2、子宮頸がん、HPV予防ワクチンについてお尋ねします。

今回は、本市の将来に向けた子宮頸がん予防の仕組みづくりとして、HPVワクチンの本年度定期接種と令和8年度以降の定期接種対象者への接種率向上の取組について取り上げたいと思います。

子宮頸がんは、主に性交渉によってヒトパピローマウイルス、HPVに感染し、多くの女性が一生に1度は感染すると聞いています。免疫の働きによって自然に排除されることがほとんどですが、ごく一部でウイルスが長期間居座り、数年から十数年かけて、前がん病変、異形成を経て、がんへと進行します。20代、30代の若い女性での罹患が増加傾向にあり、妊娠、出産を考える世代にとって注意が必要ながんとなっています。

本市も小学校6年生から高校1年生相当の女性を対象に定期接種、無料を実施しておりますが、接種率向上のためには効果的な周知、啓発が必要と考えます。

周知、啓発の方法として、接種対象者へは案内通知を発送してもらっていますが、ワクチン未接種者へ再度案内通知を発送することで、さらなる接種率の向上につながると考えます。大阪府内では、未接種者へ

の案内通知を再度発送している自治体もあるようですが、本市は未接種者への案内通知を発送しているのでしょうか。見解をお願いします。

壇上からの質問は以上でございます。あとは自席にて行います。御清聴ありがとうございます。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

御質問の1、地域共生社会の実現に向けてのうち、社会福祉協議会の鍵預かりモデル事業について、福祉部から御答弁申し上げます。

本事業は、社会福祉協議会の試行的取組でございまして、昨今の高齢化の進行に伴い、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、また、親族が遠方であったり疎遠であったりするケースが増える傾向にあることから、住民が異変に気づいても鍵がかかっていることで居宅内の様子を確認できないといった事例が多くございます。このことから、あらかじめ玄関の鍵を協力施設でお預かりし、異変の発生時に自治会の役員などの協力者がその鍵を使用して安否確認をするといった取組でございます。

このたび、戸建てと比較して居宅内の様子がより確認しづらい高層住宅である府営土生住宅におきまして、自治会と鍵をお預かりいただける施設との協議が整いましたことから、モデル事業として実施することとなったと聞いております。

そして、本事業を通じて地域の見守り活動が強化され、独居高齢者等の安心・安全につながり、孤立化の防止に寄与するものと考えております。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

御質問の2、子宮頸がん、HPV予防ワクチンについて、市民健康部からお答えします。

子宮頸がん、HPVワクチンの接種率向上のための主な周知啓発の方法としまして、市のホームページや健康だよりへの掲載、市公式LINE等により情報発信するとともに、子宮頸がん、HPVワクチンの接種対象の小学6年の女性の方に、当該年度当初から順次、案内通知を発送しております。

議員御提案のワクチン未接種者への案内通知の発送は、現在は行っておりませんが、再勧奨することで接種率が向上し、子宮頸がんの発症リスクを抑えることにつながります。

近隣自治体におきましても、ワクチン未接種者へ案内通知を発送している自治体もございますので、それらの事例を参考にしつつ、効果的な案内、周知を進めてまいります。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

それぞれ1回目の御答弁を頂きました。先に福祉部から順次質問させていただきます。

鍵預かりモデル事業の実施により、高齢者世帯の孤立化の防止が期待されるとの答弁でございました。

今回の事業は、選定された自治会と施設の協力が得られたことから開始できたことで、各地域での協力が不可欠です。市としても、これらの御協力を得ながら、本事業を市内全域に展開していくべきであると考えます。

他地域での実施について、福祉部の見解をお聞きします。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

議員御指摘のとおり、本事業は地域課題を地域において解決しようとする取組であり、今般モデル事業として今月から募集を開始する予定と聞いております。市としては、まずは事業が軌道に乗り、利用者の声や実施主体の社会福祉協議会の評価を確認したいと考えております。

また、荒木町の府営荒木住宅では、自治会の取組として、暗証番号で開く鍵ボックスの導入を進めており、多くの利用者があると聞いております。これは、事前に暗証番号を自治会の役員等が把握しておくことで、緊急時に速やかに安否確認を行うことができるものでございます。このように、各地域でニーズに沿った独自の取組が行われております。

その一方、本市では鍵のお預かりを条件としました緊急通報機の貸出し事業を実施しており、こちらも現在100件を超える世帯からお申込みを頂いております。

福祉部としましては、これらの事業の今後の方向性も含めまして、一体的に検討を進める必要があると考えております。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

それぞれの地域で独自の取組が行われているようです。まだモデル事業ということで、メリットとともに課題なども浮かび上がるかと思いますが、各地域のニーズに沿った事業展開を検討していただくようお願いしておきます。

そして、福祉政策課で緊急通報機の貸出し事業も行っている旨の答弁がありました。が、本件については、私も以前の決算常任委員会におきまして、利用者が長期入院や施設入所された場合、その間のレンタル料が不要になるので確認してもらうようお願い

しておりましたが、その後の対応状況はいかがでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

緊急通報機の利用確認について御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、本事業の利用者の方が御入院されまじたり、御入所された場合は、その間はサービスの必要がございませんので、御本人様や御家族様からのお申出があれば、一旦休止の手続きを行ってございます。

しかしながら、急な入院などで市への連絡が難しい場合も想定されますので、毎年1回ですが、全ての御利用者様に電話で御連絡し、御利用状況の確認をさせていただきます。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

全ての利用者に対し、定期的な確認作業が行われているとのことでした。これは高齢者世帯の安否確認にもなり、利用者にとっても安心感にもつながると思います。引き続き行ってもらうようお願いしておきます。

さて、これまで福祉部局では、それぞれの課で数多くの事業を順次実施されてきていると思いますが、事業数が大変多いことから、個々の事業を見たときに、個別対応の部分で若干手薄になっているのではないかと懸念しております。

地域共生社会の実現に向け、地域力の底上げを図るためには、市で実施している各事業や委託事業において、よりきめ細やかに対応ができるよう、組織体制等の強化も一定必要ではないかと考えます。それにより支援の質が向上し、結果的に高齢者の孤

立化の防止にもつながるものと考えます。
福祉部の見解をお聞かせください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

組織体制の強化について御答弁いたします。

福祉部局の体制強化の必要性については、従前からの課題であると認識しております。人員を含めた組織体制を強化することにより、個々の事業におきまして、より迅速できめ細やかな対応が可能となり、適切な支援につながるものと考えられます。

また、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を密にすることで、高齢者の孤立化を防ぐ目的からも、早期発見、早期介入が可能となります。

そして、より質の高い福祉サービスを提供するためには、有資格者など専門性の高い職員配置も必要となりますことから、既存の重複事業の整理も行いつつ、必要に応じて関係部局との協議を継続してまいりたいと考えております。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

地域力の強化を図るため、地域が主体的に課題解決に取り組むことに対して支援をすることは、市民の皆様にも、他人事ではなく自分事として広く捉えてもらえる契機となるものと考えます。

先ほど、体制強化の必要性を認識しているとの答弁がありました。今後ますます高齢化社会が進展していく中で、高齢者の孤独化を防ぎ、誰もが安心して暮らしていくことができるためにも、地域共生社会の実現に向けた土台となる施策を積極的に推進していただくことを強く要望いたします。

続きまして、2、子宮頸がん、HPV予

防ワクチンについて再質問させていただきます。

ワクチン未接種者へ再勧奨の案内を進めていただけるとの御答弁でした。

最近では、セクシャルデビューの年齢が年々下がってきているということも伺い、私も大変心配しているところでございます。健全で学生らしい生活を送るためにも、御家族と地域挙げての周囲の見守りもさらに大事になってくると思います。テレビでも、HPVって知っていますかという厚生労働省からのCMが流れているのを目にしたこともあります。若い女性対象に子宮頸がん、HPV予防ワクチンがなぜ定期接種になったかという意味をよく理解していただき、子供たちにも病気に対する知識をもっと深めていただきたいと思います。

そこで、教育部にお尋ねいたします。学校教育の中で、がん教育は日本の学習指導要領の改訂により、小学校、中学校、高等学校で段階的に必修化されましたが、子宮頸がんに関して、本市の取組をお教えてください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

がん教育及び子宮頸がんについての取組に関して、学校教育部より御答弁申し上げます。

議員お示しのとおり、小中学校、高等学校におきまして、がんに関する指導が行われることとなっております。特に中学校、高等学校の学習指導要領の保健分野におきましては、生活習慣病などの予防の内容で記載がございまして、学習を行っているところでございます。

各学校では、それぞれの発達段階を踏まえた内容でのがんに関する指導に取り組んでおります。具体的に申し上げますと、小

学校高学年では、保健の分野の生活習慣病の予防、喫煙の害と健康、飲酒の害と健康の中で、がんについて学習しております。

中学校では、保健体育科でがんの特徴や実態、がんの原因についての理解や予防について学習を行っております。

高等学校では、予防に加えまして、がんの種類や治療法、緩和ケア等についても学習を行います。

また、中高生対象の大阪府のがん教育に係る外部講師派遣事業、こちらを活用している学校もございます。昨年度は市内中学校3校、高等学校1校で活用し、堺市総合医療センターや徳洲会病院の医師の方々から御講演を頂きました。

あわせて、公益財団法人がん研究振興財団より、中学校2年生を対象に「やさしいがんの知識」という冊子が配付されており、その中には子宮頸がんの記載もございます。今後も冊子の積極的な活用等を通じまして、がん教育のさらなる充実につなげてまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

冊子が配布されていても、活用されなければ意味がございません。積極的な活用をお願いしております。

子宮頸がんのHPVウイルスは、男性も発症する病気と聞いています。専門医などを活用して、男女共に受講してはどうでしょうか。お答えください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

先ほど申し上げました、がん教育に係る外部講師派遣事業、こちらを活用いたしまして、専門医等から御講演を頂きまして、男女共に学習を行っているところでござい

ます。

今後がん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解できるよう、子供たちの実態に合った内容を研究してまいります。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

男女共に受講しているということでしたが、学校によって温度差のないよう、より充実したがん教育をお願いしております。

男性のHPVワクチンも現在、世界59か国で定期接種が行われていると聞きました。日本でも、東京23区中22区が既に公費助成を行っております。河内長野市も独自の公費助成を始めました。また、奈良市も今年4月から、12歳から16歳を対象に、男性のHPVワクチンの半額助成制度が開始されました。まだ接種者はごく僅かであると聞いておりますが、男性のHPVウイルスの関心も全国で徐々に高まってきています。パートナー自身がアレルギーなどでワクチン接種ができない事情がある場合もあり、この場合でしたら男性の接種が重要な役割を果たすと聞いております。

健全なる精神は健全なる身体に宿るという古代ローマ詩人の言葉がありますが、健やかな肉体があつてこそ健全な思考や精神が保たれるということです。これからの社会を担う子供たちが健やかに育つよう、私たち大人も見守り続けていきたいと切に願ひ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○友永修議長

暫時休憩します。

午前11時07分休憩

午後1時再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

まず、宇野議員。

(12番 宇野真悟議員登壇)

○12番 宇野真悟議員

発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、市民の皆様に分かりやすい的確な御答弁をお願いします。また、議員の皆様におかれましては、いましばらく御静聴いただきますようお願いいたします。

今回は、通告のとおり3点質問させていただきます。

まず、指定ごみ袋の供給についてお伺いいたします。

中東情勢の悪化による石油の供給不安、特にナフサの不足が指摘されており、ごみ袋の主要な原料であるポリエチレンは、そのナフサが由来です。事実、多くの自治体で指定ごみ袋が不足し、指定外のごみ袋での搬出を認める自治体も出てきておりますが、本市の状況はどうでしょうか。まずは、在庫と供給状況についてお答えください。また、周辺自治体の状況についても分かればお答えください。

次に、補助金等の返還についてお伺いいたします。

最近、障害福祉サービス事業所に関する報道に接する機会が増えてまいりました。障害のある方のために心を砕いて支援されている事業所がある一方で、不正請求による指定取消し等の処分を受けている事業所もございます。

今回、大阪市で指定取消しを受けた絆ホールディングス傘下の事業所の事案については、本市の援護による利用者がおられることから、本市についても被害を受けてい

ると聞いております。今回の事案に対して、本市への不正請求額は幾らになるのか、まずはお答えください。

最後に、インターネットによる本市の情報発信についてお伺いいたします。

本年2月25日に全国各地の自治体や警察、病院、教育機関などのウェブサイトが一斉にダウンし、全国的なニュースとなりました。一部報道によれば、この中に本市が含まれておりましたが、本市における被害状況と経緯について、まずはお答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。以降につきましては、自席にて一問一答形式で行わせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

御質問の有料指定ごみ袋の在庫状況につきましては、5月末時点では4つのサイズの総合計が約519万5000袋となっております。内訳としまして、10リットルが約94万3500袋、20リットルが約118万7000袋、30リットルが約129万4000袋、45リットルが約177万袋となっております。この在庫量は、ナフサ不足が発生する前の昨年度の販売店舗の月平均受注数で換算すると、約8か月分に相当いたします。

4月、5月の供給状況につきましては、各販売店の受注数が前年同月で増加しており、サイズ4種の平均増加率は、4月が1.33倍、5月が1.55倍となっております。4月から5月にかけて発注が増えているものの、現時点では在庫に余裕があり、増加傾向を前提にした見通しでは11月頃まで在庫がもつ見込みとなっております。

令和8年度の製造につきましては事業者と契約済みで、10月に370万袋、翌年2月に

360万袋が新たに納品される予定となっております。

周辺自治体の対応状況といたしましては、堺以南の8市4町では、本市と同様に在庫確認ができていたのが9団体、指定袋はなく市販袋を使用しているのが3団体となっております。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

御質問の2、補助金の返還について御答弁申し上げます。

今回の事案に関する本市への不正請求額は、令和6年度、7年度の2か年で約5300万円でございます。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

御質問の3、インターネットによる本市の情報発信についてのうち、ウェブサイトがダウンした際の被害状況と経緯について御答弁申し上げます。

本年2月25日の正午頃、本市ウェブサイトの運用・保守事業者がサーバーを保管しているデータセンターにおいてネットワーク障害が発生いたしました。この影響により、全国で400以上の自治体等のウェブサイトが閲覧不能となり、本市におきましても同様の障害が発生いたしました。その後、事業者による復旧作業が行われ、同日午後5時頃に完全復旧いたしました。

以上でございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

各質問について、まずは御答弁いただきました。それでは、指定ごみ袋の供給について再質問いたします。

指定ごみ袋の在庫については十分あると

いうことですが、では、実際の市内店舗の販売状況については把握されているのでしょうか。買占め等が発生していないのかお答えください。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

4月以降、販売店舗の受注数量を随時監視しており、受注数増加が確認された約50店舗に対して、5月末以降、店頭を巡回し、在庫や販売状況などの実地調査を行いました。その際、大幅な店頭在庫不足は確認されておりませんでした。このような状況や市民からの問合せもほとんど寄せられていないことから、現状では、市内で大規模な買いだめは起きていないと判断しております。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

それでは、本市には町会などが美化活動で使うボランティア袋もございますが、こちらのごみ袋の供給状況についてはどうなっているのでしょうか。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

公園や道路など公共の場所での美化活動用のボランティア袋は、年間で約1万枚、町内清掃など地域内の美化活動用の美化袋は年間で約4万5000枚を配布しております。5月末時点で、それぞれ同数の在庫を確認しております。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

本市ではごみ袋は十分確保できているよ

うですが、全国的にはごみ袋が不足している自治体も存在し、報道などを見た市民は不安を感じているかと思います。市民への周知や販売窓口への対応は何か行っているのでしょうか。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

有料指定ごみ袋は例年どおり在庫を確認しており、今後も供給できる見通しではありますが、過度な買いだめや買占めが生じますと、一時的に市内の取扱い店の在庫数が不足してしまう可能性がございます。そのため、市民の皆様が正確な情報を基に行動していただけるよう、市ホームページで周知を行い、今までどおり各御家庭で通常使用する分量を目安に購入していただき、大量に購入することのないよう、冷静な行動をお願いしているところでございます。

また、販売店舗においても、市作成のお知らせチラシを店頭掲示いただくとともに、店舗側にも過剰な対応をされないよう注意喚起を行っております。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

それでは、ごみ袋自体についてもう少し伺いたいします。

今回のナフサ不足も問題ですが、そもそも人件費を含め、あらゆるコストが上昇しております。本市の指定ごみ袋については、ごみの減量化を進める目的で有料としているもので、製造原価そのまま販売しているものではありませんが、製造コストは増加しているのか。また、今後の生産や供給、入札等に不安はないのかお答えください。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

有料指定ごみ袋の製造数量と製造費用につきましては、令和5年度が810万枚で約5440万円、令和6年度が790万枚で約6140万円、令和7年度が790万枚で約5080万円、令和8年度が735万枚で約6570万円となっております。

また、1枚当たりの単価は、令和5年度が約6.72円、令和6年度が約7.77円、令和7年度が約6.43円、令和8年度が約8.94円となっており、増加傾向でございます。製造コストは上昇しており、注視が必要ですが、現時点では調達契約等により供給見通しに大きな不安はないと認識しております。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

現状、今後の供給見通しに大きな不安はないということですが、製造コスト自体は上昇しているということです。

もう1点伺います。令和2年12月の一般質問の際にお聞きしたのですが、再度質問いたします。他市では20リットルごみ袋に取っ手をつけてレジ袋として販売している例がございます。その際の答弁では、本市の有料ごみ袋は、強度やその特性から、現状ではレジ袋への転用は難しいという御答弁でした。しかし、プラスチックごみの減量につながるとともに、レジ袋自身も供給不安となっておりますので、再度御検討いただくことはできないでしょうか。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

令和2年12月の答弁のとおり、本市の有料ごみ袋は家庭系ごみ排出を前提とした仕様であり、角のある容器等で破損し、商品

落下のおそれがあるため、レジ袋用途としておらず、現時点でも転用は想定しておりません。

議員御説明のとおり、有料指定袋のレジ袋への転用は、プラスチック削減などの観点から意義のあるものと認識しておりますが、強度、安全性の問題のほかに、プラスチック削減や減量効果の検証困難さ、供給体制や管理の複雑化、料金体系の整合性、責任やリスクの整理など、実施する上での課題、問題が多いと考えております。

まずは、マイバッグ普及など即効性のある取組を引き続き啓発、周知するとともに、他自治体での転用事例や動向を引き続き注視してまいります。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

御答弁ありがとうございました。残念ながら、現時点では指定ごみ袋をレジ袋へ転用するという事はやはり厳しいということです。

今回のナフサ不足でも思い知りましたが、レジ袋自身も貴重な資源です。本市では容器包装プラスチックごみや缶、瓶、ペットボトルの資源ごみについてはごみ袋の指定はありませんので、そちらで活用するなどの工夫も必要かと考えます。

今後も指定ごみ袋の安定供給に努めていただくとともに、限りある資源を有効活用していくべく、ごみの減量化と正しい分別、リサイクルを改めて広く周知、啓発していただくことを要望し、この質問を終わります。

続いて、補助金等の返還について再質問いたします。

毎年、細かい解釈誤りなどの返還があるとは聞いておりますが、絆ホールディングス関係の不正額約5300万円は非常に大きく、

ただただ驚いているところでございますが、それでは、絆ホールディングス関係の法人を除いて、直近3年間で監査等により不正が発覚し、事業者に返還請求を行った件数及び額についてお答えください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

直近3年間で不正事案に対する返還請求の実績はございません。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

直近3年間では、本市では不正に対する返還請求の実績がないということで、今回が珍しいケースかと思えます。

本市の援護によりサービスを利用された方にかかる介護給付費については、本市が大阪府国民健康保険連合会を通して各事業所に支払い、その費用の2分の1を国が、4分の1を大阪府が負担すると聞いております。今回のように事業者に不正があった場合、本市が事業者に返還を求めることとなりますが、国、府の負担分についても市を通じて返還すると聞いております。仮に事業者から返還されない場合には、国、府に対する返還金の支払いはどのような処理になるのかお答えください。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

通常、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、事業者からの返還の有無にかかわらず、市町村は一括で国等に返還することとなっております。

しかしながら、今回の絆ホールディングス傘下法人に関する事案につきましては、大阪市の返還請求に対し、法人は取消し訴訟を提起しております。

厚生労働省では、このことを踏まえ、訴訟の結果に基づき不正受給額に変更が生じる可能性があることから、不正受給額が確定したと考えられる段階で返還等の手続を行う旨の通知が発出されました。これまでとは異にする対応となっております。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

通常は、事業者の返還の有無にかかわらず、直ちに一括返還を行うということですが、今回の絆ホールディングスの件については、大阪市との訴訟が発生しているため、金額や時期については未定ということです。

しかしながら、金額確定後の国、府への一括返済という点は変わらないかと思えます。その際の返還金の財源はどういうものになるのかお答えください。

○友永修議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

一般財源となります。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

恐らく国、府への返還額が確定してから補正予算等を編成するものと考えますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の中には、加算金及び延滞金の設定があり、本市は返還額が確定し次第、滞納することなく国、府に返還する必要があります。仮に、本市のような市町村が事業者からの返還金を徴収できないまま一般財源により国、府に返還するとなると、市の負担は4分の1にとどまらず、4分の4、つまり100%になってしまいます。

一般財源ということで、場合によっては基金の取崩しも確保しなければならないで

しょう。これは市民の皆様の税金ですし、本来であれば市民へのサービス向上や災害時などへの備えのための資金のはずです。今回のような事案が発生した場合、市町村のみが財政負担を強いられるということになります。市長はどのように考えていますか。お答えください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

市町村だけに財政負担を負わせる現制度は、法律で定められているとしても、とても厳しいものだというふうに考えております。今回の事案を通しまして、大阪市が中心となって、本市を含めた関係自治体と連携して国に要望しているところでございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

大阪市をはじめ、他市とも連携して要望していくということですが、さきの補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の中には、やむを得ない事情があると認めるときは、「政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる」という記載もございますので、全く法的に不可能ということではありません。そもそも不正を行った事業者、返還をしない事業者が悪いわけですが、結果として市町村だけが負担を強いられるという制度は不公平です。市長には改めてしっかりと要望活動のほうをしていただきますようお願いいたします。

この質問を通告した後でも、泉南市において福祉事業者において不正受給の事実が報道されました。幸い現時点で本市への影響はないと聞いておりますが、度重なる不

祥事の報道に不安を抱いている次第でございます。そもそもの障害福祉サービスに対する制度周知や運営指導の在り方について再度確認したいと思いますが、本市はどうなっているのでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

支援が必要な方や御家族の皆様安心して障害福祉サービスを御利用いただくためには、事業所が適正に事業運営をする必要があることから、事業開始時と毎年の集団指導において、制度改正などを含め、周知、指導をしております。

あわせて、事業所に赴いて運営指導を実施し、誤った解釈をしている事業所には是正するよう指導しているところでございます。

なお、障害福祉サービス事業所に対する運営指導については、国よりおおむね3年に一度実施という指針が示されております。しかしながら、年々事業所の増加により、国で示されている指導率の達成が困難となっております。運営指導を充実していけるよう、関係部局との協議を継続してまいります。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

御答弁ありがとうございました。補助金等については、毎年細かい解釈誤りなどによる返還があるとは聞いておりますが、今回のような悪質なケースは過去3年間なかったことから、市内の事業者は真つ当な運用をされているのだと思います。しかし、今回のような報道が続くと、障害福祉サービスに対する厳しい目が向けられてしまいます。指導率という数字の問題ではないかと思いますが、より適切な指導を行って

いただきますようお願いして、この質問を終わります。

続いて、インターネットによる本市の情報発信について再質問いたします。

本市においても2月25日に閲覧障害が発生したということですが、以前、閲覧障害が発生した際の原因は、アクセス集中によるサーバーの過負荷ということでした。今回はアクセス集中が原因ではなかったのかお答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

前回の閲覧障害は、令和7年2月2日の市議会議員選挙時に発生いたしました。その際の原因は、議員御指摘のとおり、過度なアクセス集中によるサーバーの過負荷でございました。

その後、本市では、アクセス負荷への対策として、負荷軽減機能であるCDN、コンテンツ配信ネットワークを導入いたしました。導入以降はアクセス集中による閲覧障害等は発生しておらず、今回の件においてもアクセス集中は発生しておりません。

以上でございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

あくまで今回の障害は事業者側の問題であり、コンテンツ・デリバリー・ネットワーク、CDN導入後、アクセス障害は発生していないことを確認しました。

それでは、2月25日の障害が発生した際に、本市ではどのような対応を取ったのか、具体的にお答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

同日午後0時30分に障害を検知した後、

直ちに委託業者へ架電し、状況確認を行いました。当時、原因は調査中であったことから、事業者へ適宜報告を求める一方、速やかに市民の皆様への周知を行いました。

具体的な周知方法といたしましては、本市公式のフェイスブック及びXを活用して障害発生の旨を発信したほか、庁内関係各課へも速やかに情報共有を行いました。その後は、事業者からの随時の状況報告を受けつつ、システムの復旧を待つ対応を取ったものでございます。

以上でございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

今回は平常時にあった障害でしたが、災害時など有事の際、このような障害が発生することは極めて重大なリスクであり、深く危惧されるところでございます。

CDNは、一般的にウェブサイトの内容をキャッシュという形で一時的に保存して、利用者がサーバーに直接アクセスする頻度を下げることでサーバーへの負荷を下げる仕組みであります。それであれば、導入しているCDNを活用して、このような閲覧障害に対応することはできないのか、お答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

本市が導入しているCDN、コンテンツ配信ネットワークは、事前に過度なアクセス集中を分散させて閲覧障害を防止する機能でございます。そのため、既に閲覧障害が発生した後に、その障害自体へ対応する機能は有しておりません。

以上でございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

本市のCDNでは対応できないという答弁ですが、それでは、今後どのような再発防止策や対応策を講じていかれるのかお答えください。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

今回の障害は、本市ウェブサイト用サーバーが設置されているデータセンターにて、クラウド基盤の更新作業中にプログラムエラーが発生したことが原因でございます。

本市は委託業者に対し、速やかな再発防止策の提示と実行を強く求めてまいりました。現在、再発防止に向けたプログラムの改修が実施されているほか、作業工程の見直し、障害発生時の体制強化、迅速な復旧に向けた改善策などが講じられております。

本市といたしましても、安定的な情報発信を維持するため、予防策の策定や緊急時対応の整理など、リスク管理に関する調査研究をさらに深めてまいります。

以上でございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

改めて申し上げますが、今回の障害は、本市を含めて全国各地の自治体、警察、病院、教育機関など大量のサービスが影響を受けています。原因は、クラウド基盤の更新作業中のプログラムエラーということですが、本来であれば、十分なテストを行った上で、一部分ずつに分けて行うのが基本であり、このような大規模な障害につながるということは正直理解しがたいことでもあります。人為的なミスがあったと言わざるを得ません。

本市の岸和田市公式ウェブサイトシステム再構築事業仕様書の中でも、24時間365日、

安定して運用が可能な体制を確保すること及びサーバーダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じることという項目がございますが、このような大規模な閲覧障害が発生している中で、契約受託者が契約上の義務を果たしていると言えるのか疑問です。

契約の継続や今後の事業者選定に当たって、過去の閲覧障害の発生有無やその頻度などを評価基準に加えることも一案かと思いますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

本件のみをもって直ちに契約不履行と判断することは困難であります。ウェブサイトの安定的な運用は契約事項に含まれております。そのため、今後の保守、管理について対策を徹底するよう事業者に対して是正を求めたところでございます。

また、今後の事業者選定において、過去の閲覧障害の発生有無などを評価基準に加えるという御提言につきましては、今後、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○友永修議長

宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

御答弁ありがとうございました。

昨年、リニューアル後のウェブサイトについて質問しておりますので、今回質問する予定はなかったんですが、2月25日の全国的な閲覧障害は、災害発生時などの対応に懸念があるということで質問させていただきました。

自治体のウェブサイトは、インフラや病院などのシステムと比較すると最重要ではないかもしれませんが、しかし、災害発生時などに正しい情報を発信するための重要な

手段であります。本市の対応として、今回、閲覧障害発生時に速やかにSNS等で情報発信した点は評価できます。災害時などにおいても速やかに同じような対応ができるようにお願いいたします。

一方で、事業者の対応には不安が残ります。本当に契約書で結んだ内容が実行できるのか、そして本市の契約時の評価は正しかったのか、限られた予算であることは理解しておりますが、今後も障害が再発しないよう対応について改めて検討していただきますよう要望いたしまして、今回の私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

次に、岩崎議員。

(19番 岩崎雅秋議員登壇)

○19番 岩崎雅秋議員

公明党の岩崎雅秋です。議長より発言の許可を頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様には、発言の趣旨を御理解いただき、明確な御答弁をお願いいたします。議員の皆様には、しばらくの間、御静聴をお願いいたします。

それでは、順次質問させていただきます。

1つ目として、火災の被災者の支援について質問します。

被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。どうしたらいいかわからない手続や、不安に感じていることが多々あり、非常につらい場面にいきなり置かれます。

そこで、被災者の支援について、まず消防本部にお伺いします。消火後、火災で被害を受けた方に対してどのようなことが行われるのでしょうか。お答えください。

次に、火災で被害を受けた方に対する減免や支援について、住宅政策課、廃棄物対策課、下水道河川総務課、健康保険課、介

護保険課、市民税課、固定資産税課、子育て施設課、福祉政策課、生活福祉課の各課の事業内容についてお答えください。

2つ目として、自治体業務の効率化についてお伺いします。

人口減少、少子高齢化、厳しい地方財政などの状況下において、住民に身近な行政主体としての自治体の役割は多様化し、増大しています。その上で、地方自治体に求められる役割を持続可能な形で今後も果たしていくためには、様々な業務効率化が必要になってきます。

本市では、岸和田市行政DX推進計画が令和6年4月に打ち出され、ICT活用などによる業務の標準化、効率化と住民サービスの向上が進んでいると思います。

そこで、まずはIT推進課にお伺いします。行政DXの推進について、具体的に経過と現在の進捗状況をお答えください。

3つ目として、今まで何人もの議員が何年も前から一般質問してきましたが、一向に解決しない路上喫煙禁止とポイ捨て禁止について、市民健康部健康推進課と環境農林水産部廃棄物対策課に現状についての見解をお伺いします。

以上です。2回目以降の再質問は自席にて行わせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

篠原消防長。

○篠原圭司消防長

消防本部といたしましては、火災により罹災者の即時の保護が必要な場合は、消防指令センターから生活福祉課の保護担当へ連絡し、罹災者保護の対応を依頼しております。その後、罹災者からの申請により、被害を受けたことを証明する罹災証明書の発行を行います。その際、罹災者に対して、岸和田市の減免や支援制度と関係する担当

窓口について、消防署から案内をしています。さらに、火災概要を取りまとめた火災速報により、関係各課に対して被害状況等の共有を行っております。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

住宅政策課では、火災等で被害を受けた方に対し、市営住宅の一時使用を認めてございます。

○友永修議長

越智下水道河川部長。

○越智正則下水道河川部長

上下水道の料金につきましては、火災が原因で漏水が発生した場合、漏水によって増加した部分について料金を減免することができる制度となっております。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市民健康部に2点御質問いただいております。

まず1点目、1、火災の被災者の状況について、被災者の支援についてお答えいたします。

国民健康保険では、火災などの災害等により生活が著しく困難となられた世帯の保険料の減免を行っています。

大阪府国民健康保険運営方針の別に定める基準に基づきまして、居住する住宅が全壊、全焼した場合は100%、半壊、半焼した場合は70%、火災による水損または床上浸水の場合は50%の減額となり、罹災証明書を添付し申請いただきますと、原則、当該年度の納期限未到来の保険料を減免することとなります。

また、被災された世帯の国民健康保険被保険者が支払う医療機関等への一部負担金につきましても、岸和田市国民健康保険一

部負担金の免除及び徴収猶予に関する規則の規定に基づき、一部負担金を免除または徴収猶予することができます。

続きまして、御質問の3つ目、路上喫煙禁止、ポイ捨て禁止についてお答えいたします。

たばこは、喫煙者の生活習慣病やがんの原因となるだけでなく、副流煙に含まれる多くの化学物質により、周りにいる人の健康にも多大な影響を与えます。

たばこの煙、副流煙は、特に妊婦や成長期にある乳幼児、学童期の子供、呼吸器疾患をお持ちの方へ与える影響は大きく、特に配慮が必要なことから、喫煙者には、自身の健康に加え、一緒に過ごす大切な家族の健康にも目を向けるなど、周りの人への配慮も求められています。

これらのことから、健康推進課では、保健師や管理栄養士のほか、医師、歯科医師にも御協力を頂きながら、専門性を生かした正しい知識の普及・啓発活動を行っています。

主な取組としましては、保健センターでの健診結果説明時に、喫煙者に対して喫煙や副流煙の害などについて繰り返し説明し、一人でも多く卒煙できる人が増えるよう、個別面接による保健指導を行っています。また、喫煙者が各診療所において検診を受けた際には、医師、歯科医師の医学的な視点から禁煙指導をしていただいています。

その他の取組としましては、市ホームページで禁煙を啓発するとともに、市公式YouTubeに動画をアップし啓発しております。また、昨年度から一般社団法人禁煙推進学術ネットワークに関連した取組として、毎月22日の禁煙の日に合わせて、市公式Instagram、ストーリーズへの投稿や缶バッジを作成し、イベントなどで配布しております。

健康推進課では、今後も、市民の健康づくりの一環として、喫煙や受動喫煙による健康への影響について、正しい知識の普及、啓発を行ってまいります。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

火災の被災者の支援について、福祉部所管の内容について御答弁いたします。

まず、介護保険課では、居宅介護サービス費の利用者負担額や保険料等に対して、岸和田市介護保険条例等に基づき、被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が、火災により、住宅、家財、またはその他の財産について著しい損害を受けた場合、申請により、所得等に応じて定められた額を減免することが可能となっております。

次に、福祉政策課では、火災や風水害、地震等により被害を受けた市民に対する災害見舞金の交付要綱を作成しており、この要綱に基づいて見舞金を支給しております。

そのうち火災に特化して具体的に支給金額を申し上げますと、家屋が全焼した場合は30万円、半焼の場合は15万円、また、世帯主や世帯員が死亡または行方不明の場合は30万円、消火活動による水ぬれや火災の煙による汚れにより一時的に居住することができない状態の場合は1万5000円、世帯主や世帯員が負傷し、14日以上入院治療を要する状態の場合は2万5000円をそれぞれ支給することとしております。

なお、被害の程度につきましては、消防署の出火報告書等に基づいて判定しており、令和7年度の支給実績は4件で合計61万5000円でございます。

次に、社会福祉協議会が窓口となっております大阪府生活福祉資金の貸付け制度でございますが、災害を受けたことにより自

立のための臨時に必要な経費の貸付けがございします。本制度は、主に低所得者や障害者、高齢者世帯を対象としたもので、一定の所得基準に応じて適用が可能かどうか判断をされます。なお、火災保険や他の災害見舞金が支給される場合は対象外となるということでございします。

最後に、生活福祉課では、災害援護事業といたしまして、火災罹災者に対し、一時的な生活の安定を図ることを目的とした避難先確保の支援を行っております。

○友永修議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

火災の被災者の支援についてのうち、市民税及び固定資産税に関するものについて御答弁申し上げます。

火災の被害に遭われた方に対する支援としまして、岸和田市市税条例及び同条例施行規則において減免規定がございします。

まず、市民税につきましては、個人の市民税に対し、災害を事由に納税義務者が死亡した場合、生活保護法に規定する生活扶助を受けることとなった場合、障害者となった場合に減免いたします。

また、納税義務者が居住する建物が被害を受けた場合は、納税義務者の所有に係る住宅または家財に係る損害の金額と所得要件等に応じ減免いたします。

次に、固定資産税及び都市計画税は、原型をとどめない家屋の場合や、取替え及び修繕のみを必要とする家屋等、火災による被災家屋の損害程度に応じ減免いたします。

なお、個人の市民税、固定資産税及び都市計画税のいずれも申請により納期未到来の税額について減免となります。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

火災の被災者の支援につきまして、こども家庭応援部より御答弁いたします。

被災により保育施設を利用しています御家庭の負担を軽減するため、家屋被害の程度に応じて保育料の減免を行っております。

具体的には、罹災証明に基づきまして、家屋が全壊、全焼した場合は全額免除、半壊、半焼した場合は5割の減額となります。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

1点目、火災の被災者への支援についてですが、廃棄物対策課では、住宅火災で発生したごみについて、必要書類を岸和田市貝塚市クリーンセンターへ提出していただき、職員等の現場確認後に同センターが発行する災害廃棄物搬入許可証により、処理可能なごみの処理費用を減免してございします。

次に、ポイ捨て禁止について御答弁申し上げます。

ポイ捨てに関しましては、岸和田市きれいなまちづくり条例では、空き缶やごみ、たばこの吸い殻などをみだりに捨てることを禁止しております。ポイ捨ては市内全域で発生し得る問題であり、発生箇所の特定や継続的な取締りには難しさが伴います。そのため、市といたしましては、きれいなまちづくり条例による啓発と併せ、地域住民や関係団体と連携した美化活動の支援、市の委託により日常清掃などの実施をしております。啓発による予防と清掃に重点を置いた取組を行っております。

また、現在、廃棄物行政の観点や受動喫煙防止の観点から、庁内関係部署で協議を行っておりますが、その他の対応については、結論には至っておりません。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

行政DXに関する御質問について御答弁申し上げます。

これまで本市では、ICTの発展や国の動向に対応し、コンビニでの証明書交付サービス、市税などの納付における電子決済、オープンデータの推進、RPAの活用、ペーパーレス会議システムの導入や、地図情報配信サービスの充実など、情報化に取り組んでまいりました。

その後、社会情勢の変化を受け、自治体においてもデジタル技術とデータの活用により、市民の皆様の利便性の向上と業務効率化を図り、職員の負担の軽減を通じて人的資源を行政サービスの向上へつなげる、いわゆるデジタルトランスフォーメーションへの取組が求められるようになりました。こうした状況を踏まえまして、令和6年度に岸和田市行政DX推進計画の策定に至ったところでございます。

行政DX推進計画では、デジタル技術の活用により業務や組織の在り方の変革を図り、人口減少や高齢化、財政制約、業務の複雑化といった本市が直面する課題に的確に対応し、持続可能な行政運営を確保することを目的といたしまして、組織が果たすべき使命を「未来を切り拓く・変革する市役所」と定め、行動指針、目指すべき姿を設定の上、各施策を推進しているところでございます。

具体的な取組といたしましては、粗大ごみ収集の申込みや職員採用試験の申込みなどの行政手続のオンライン化、窓口業務の改革、キャッシュレス対応レジやQRコード決済の導入、生成AIなど先端技術の活用により、市民の皆様の利便性の向上と業務効率化を図るとともに、職員のデジタル人材育成にも取り組み、組織全体のデジタ

ル対応力の強化を進めているところでございます。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

先ほど、火災の被災者への支援について御答弁いただきました。もう少し深掘りしたいと思います。

被災者の方は、火災で焼け出され、即住むところもなくなるわけですが、すぐに住居が確保できるための条件、支援はあるのでしょうか。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

福祉部の支援としまして、火災発生後、まずは御自身、御家族等での対応を原則としつつ、御家族等の協力を得れない場合など、被災者が一時的な避難先の確保ができない場合には、生活福祉課のほうで相談対応をしております。被災者から被災後の状況を聞き取った上で、安心・安全に生活が送れるよう、一時的ではございますが、シェルターへの避難を御案内しております。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

住宅政策課では、火災及びその他の災害により自己の居住する住宅が滅失し、身を寄せる場所の確保が困難な場合、仮入居として市営住宅を一時使用することを認めておりますが、火災については、火元の方は除かせていただいております。

市営住宅の一時使用については、使用目的を住居に限定することとしており、現に空き家となっている部屋で、改修は行わず、現状のままの引渡しとなります。仮入居期間は3か月以内とし、この期間内に新たな住居を賃借することができない場合、期間

を更新することも可能としてございます。
敷金については免除としておりますが、当該住戸の一番安い金額での家賃の納付は必要となります。住宅の再建や部屋探しの努力が見受けられない場合は、一時使用の期間延長を認めず、返還請求を行っております。

市営住宅の一時使用についての条件は以上でございます。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

では、住宅政策課に伺います。火災の被災者に市営住宅を一時使用承認で、理由のいかんを問わず火元を除くとありますが、焼け出されて住むところもない方に、幾ら火元とはいえ、ひどいと思いませんか。再考していただきたいと思いますが、見解をお答えください。

○友永修議長

奥野まちづくり推進部長。

○奥野光好まちづくり推進部長

火元の方を除いている理由としましては、先ほど福祉部より説明があったとおり、福祉部において火災の被災者への救済方針が定められていること、次に、岸和田市営住宅条例第28条第1項において、「入居者又は同居者が失火等の過失により市営住宅又は共同施設に著しい損害を与えた場合においては、当該入居者に対して、当該市営住宅の明渡しを請求することができる」としており、市営住宅入居者への対応と均衡を保つ保つためでございます。大阪府及び近隣市においても岸和田市と同様の対応がなされていること、以上のことから、火災の火元の方への仮入居をお断りさせていただいております。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

まるで民間のオーナーさんのような回答ですが、もっと市民に寄り添っていただくことを要望します。また、被災者がどうしようもないと思わないように、関係各課が連携し、被災者を救済していただきたいと思います。特に住居支援は、この方法が駄目だったらこういう方法もあると福祉部と住宅政策課が協力し、被災された市民を救っていくことを要望し、この質問は終わります。

続いて、業務の効率化について再度質問します。

先ほど、IT推進課より様々な取組が紹介されましたが、その中で公金納付における電子決済の導入の状況がありました。また、市民課と市民税課に自動釣銭機付きレジが配備されていると思います。これにより集計の正確性が上がったと思います。それとは別に、キャッシュレス化により、どのような点で住民サービスに寄与したのでしょうか。

それと、各種証明書のコンビニ交付で業務の効率化が図られたと考えますが、どれぐらいの人が利用されたのでしょうか。

また、地図情報配信サービス、GISシステムを活用しているとありましたが、どのように活用されているのでしょうか。お答えください。

○友永修議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

市民税課の自動釣銭機付きレジ導入及びキャッシュレス化の効果、また、所得証明書のコンビニ交付に係る業務効率化について御答弁申し上げます。

自動釣銭機付きレジの導入の効果につきましては、現在のキャッシュレス社会に対応するものとして、支払い方法の選択肢が

増え、市民サービスの向上につながっております。また、直接現金を介さないことで現金の受渡しの間違い防止、感染症予防等の衛生面の観点からも、市民、職員にとってメリットを感じているところでございます。

次に、所得証明書の交付につきましては、年々減少傾向にある中、コンビニ交付件数は伸びており、本庁市民税課及び支所・サービスセンター窓口交付を含めた交付件数全体に係るコンビニ交付の割合は、令和3年度から令和7年度までの5年間に於いて、4%、8%、14.7%、17%、20%と毎年増加で推移し、窓口業務の負担軽減につながっております。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

引き続き、市民課の自動釣銭機付きレジ導入及びキャッシュレス化の効果、また、住民票等のコンビニ交付に係る業務効率化につきまして御答弁申し上げます。

市民課におきましても、各種証明書等の手数料につきまして、自動釣銭機付きレジを導入しているところでございます。市民にとっては支払い方法の選択肢が増え、サービス向上につながっていると同時に、証明書等の種類や発行件数が多い中、現金受渡しのリスクも減り、釣銭管理も簡素化され、市民、職員ともメリットがございます。

また、住民票等のコンビニ交付につきましては、直近5年間の市役所等窓口を含めた総件数は横ばいで推移しておりますが、交付件数全体に係るコンビニ交付割合は、令和3年度から令和7年度までの5年間で、住民票が7.4%、15.9%、25.4%、29.1%、32.7%、住民票記載事項証明書が20.8%、33.9%、50.6%、57.0%、62.4%、印鑑登録証明書が8.8%、19.6%、31%、35%、

38.7%と、各証明書とも毎年増加しております。そのため、市民課におきましても、窓口業務の負担軽減につながっております。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

地図情報システム、GISの活用についてお答えいたします。

平成15年度に統合型GISを導入しており、地形図、公共施設マップなど多様な地図情報を庁内の各部署で利活用しております。また、市民の皆様に御利用いただける地図情報配信サービスにつきましても、津波ハザードマップなどの各種ハザードマップや子育てサロン・キッズルームマップ、公園マップなど21の地図情報を配信し、充実に努めております。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

では、総務部にお伺いします。生成AIを活用して、業務の効率化はされているのでしょうか。また、今後どのように行政DXを推進していくのかをお答えください。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

生成AIの活用につきましては、令和6年度に生成AIの業務利活用ガイドラインを策定し、利活用の方法や留意事項を職員に周知しているところでございます。さらに、令和7年度からは職員研修も実施しており、文章作成、要約、校正、推敲、翻訳など、様々な場面で活用し、業務の効率化を図っております。

今後につきましても、こうした先進的な技術を適切に活用し、よりよい方向で、持続可能な形で行政サービスを提供できるよ

う、行政DX推進計画を着実に推進してまいります。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

次に、本市では、日々発展するデジタル技術やデータを適切かつ積極的に活用し、行政サービスの向上及び業務効率化等を推進するデジタル人材を計画的、組織的に育成する職員デジタル人材育成方針が同じく令和6年4月に打ち出されていますが、この進捗状況をお示してください。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

DX推進の中心的役割を担う人材の育成に向け、DX推進リーダー研修を実施しており、これまで延べ133名が修了いたしました。さらに、DX推進リーダーからのステップアップとしまして、行政DXの推進をマネジメントできる職員を育成するため、グループワークを中心とした、より実践的な内容の研修を実施し、DX推進マネジャーとして41名を育成しております。今後も組織的かつ計画的にデジタル人材の育成に取り組んでまいります。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

福島県須賀川市では、窓口業務や施設管理業務など複数の部局にまたがる業務を包括的に民間委託することで、契約事務にかけるコスト削減と業務効率化を図っています。複数業務をまとめて委託することで、委託先の民間企業にはスケールメリットが生じ、官民ともにメリットがあると考えます。

委託内容は、1、窓口業務、証明書交付業務、住民異動届関連業務、印鑑登録届出

関連業務、郵便による各種証明書請求関連業務、マイナンバーカードに関連する住基ネットを利用しない業務、パスポート業務、2、コンシェルジュ業務、電話交換業務、受付案内業務、3、施設管理業務、施設常駐管理業務、駐車場整理業務、設備管理業務、清掃業務、警備業務、宿日直業務といった部局の垣根をまたいだ複数業務です。包括委託により5年間で約1億円のコスト削減が見込まれています。

このように包括委託によりコスト削減と業務効率化を図るべきと考えますが、見解をお答えください。

○友永修議長

新内財務部長。

○新内利彦財務部長

御指摘のとおり、複数の業務委託を包括的に委託することは、スケールメリットが働き、コスト削減の効果が期待できると考えますが、一方で、広範な包括委託では業務が多岐にわたるため、受託可能な事業者が限られるといった課題もございます。

本市では以前、電話交換業務、受付案内業務、警備業務、駐車場整理業務、清掃業務等の庁舎管理業務を包括的に委託を行ってまいりましたが、現在は、事業者の受注機会を増やすといった観点から、3つの業務委託に分離して事業者を選定しているところでございます。

今後は、行政DXの取組を推進した上で、窓口業務を含め、どの業務を民間委託するかを検討と併せて、どの範囲での包括委託が有効かを関係課と調査研究し、新庁舎建て替え後の状況も見据え、包括委託の内容について検討してまいりたいと思います。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

自治体の業務効率化は行政DXと民間委

託が2つの柱とありますが、散らかった部屋ではロボット掃除機は動けないという例え話があるように、業務の目的や流れが十分に整理されないままデジタル化だけが先行すれば、かえって負担が増える場合があります。事前の業務整理、業務改革を行った上でのDXの導入を要望し、この質問は終わります。

最後に、路上喫煙禁止とポイ捨て禁止について。

大阪市をはじめ、全国各自治体で路上喫煙の防止に関する条例が制定され、過料が徴収されています。また、このほど渋谷区では、これに加えて、きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例施行規則の一部を改正し、今月6月1日より過料の徴収が開始されています。泉佐野市では、平成24年1月から、泉佐野市を美しくする条例を廃止し、泉佐野市環境美化推進条例、この第8条1項で「何人も、ポイ捨て等をしてはならない」、2項で「何人も、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない」、第9条で「市長は、前条の規定に違反した者に対し、是正するために必要な措置を命ずることができる」、第12条で「第9条の規定による命令に違反した者は、2万円以下の過料に処する」条例を施行しています。

本市も市民等の安心・安全及び快適な生活環境を確保するとともに、観光都市を目指す市にふさわしい環境整備や、まちの美化に積極的に取り組むために路上喫煙禁止条例を施行し、それとともに岸和田市きれいなまちづくり条例の施行規則の一部改正をして過料の徴収をしてはと考えますが、見解をお答えください。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

健康推進課としましては、喫煙や受動喫

煙による健康への影響についての周知、啓発に取り組んでおり、新たに条例を制定する予定はございません。

○友永修議長

山田環境農林水産部長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

岸和田市きれいなまちづくり条例の一部改正についてですが、これまでの答弁にもありました東岸和田駅前でのポイ捨てを例に挙げますと、現時点での現状把握としましては、駅前におけるポイ捨て状況は、地域の生活環境に著しく支障が生じるおそれがある状態ではないと考えております。また、地域の皆様の美化活動や市の委託による日常清掃の成果により、一定の成果が表れていると判断してございます。あわせて、歩行中の喫煙者も多く確認しているわけではございません。

現状、可能な範囲で効果的に管理をしていることや、罰則適用または罰則適用しない方法、いずれにおいても運用体制、人員、費用の問題などから、費用対効果の面で必ずしも十分な効果が見込めないと考えられます。そのため、今後も啓発による予防と清掃に重点を置いた取組とともに、引き続き庁内関係部署での検討を行ってまいります。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

それならば、近隣の高石市は令和2年4月、和泉市は令和2年10月、泉大津市は令和7年7月に施行されている路上喫煙の防止の条例のいずれも、規定に違反した者に対し、是正に必要な指導をすることができるとありますが、まずは指導ができる条例を施行されていると考えますが、見解をお答えください。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

先ほど御答弁させていただきましたように、路上喫煙について指導ができる条例の制定につきましても、予定はございません。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

これまで長きにわたり、複数の議員から路上喫煙やたばこのポイ捨てについて質問してきました。今回も同じく関連部署での検討を行うとありますが、一体何年検討するつもりなんでしょうか。また、人員、費用の問題があると繰り返しの答弁なので、がちが明きませんので、市長にお伺いします。

これまで路上喫煙をやめさせてほしい、たばこのポイ捨ての取締りをしてほしいなどといった多くの市民の声が市長に届いていると思いますが、近隣の和泉市、高石市、泉大津市、泉佐野市では路上喫煙禁止条例が施行されているのに、本市でできないのはなぜか、私には理解できません。本課題に対する今後の対応、方針について、市長の見解をお答えください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

効果的な対策につきまして、関係部局と連携をしながら、現状を注視しながら判断をしていきたいというふうに考えております。

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

路上喫煙禁止区域を設け、喫煙所を駅近くにつくるための予算がないというのであれば、例えば、たばこ税が本市に入ってく

る分をそこに回すとか、たばこ協会やJTさんに協力を呼びかけるとかすべきと考えます。また、引き続き調整、検討するとの答弁でしたが、この問題について、私も追い続けるつもりです。

それと、条例制定は、健康推進課、廃棄物対策課が、お互いうちの課ではないと言わず、両方が協力して進めていただきたい。市長にあつては英断を下していただくことを要望し、質問を終わります。

○友永修議長

次に、南議員。

(南加代子議員登壇)

○14番 南加代子議員

公明党、南加代子です。議長よりお許しを頂きましたので、一般質問に参加をさせていただきます。理事者の皆様には誠実な御答弁をお願い申し上げます。議員の皆様には、しばらくの間、御静聴くださいますようによろしく願いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。近年、特殊詐欺や闇バイト、そして子供への声かけ、不法投棄など、身近な生活の中で誰もが巻き込まれかねない犯罪や不安が広がっています。防犯は市民生活の土台であり、市として重視すべき分野です。

本市では、見守り隊やo t t aアプリ、防犯ボランティアなど、地域と市、そして関係機関が協働した取組が進んできましたが、犯罪の手口は巧妙化し、また多様化し、地域だけでは対応し切れない場面も出てきています。その中でも、防犯カメラは犯罪抑止や早期発見に効果があり、市、町会、そして家庭まで広がっております。

そこで1点目、安全・安心なまちづくりについて、防犯対策の在り方について伺います。

本市が管理する防犯カメラの台数、そして町会などの設置状況、目的と運用方法に

ついてお示しをください。

2点目、防災対策の在り方について伺います。

災害時のトイレ対策は、健康被害を防ぐために重要ですが、地域防災計画では記載が限られており、避難所運用や在宅避難者への対応が十分には示されていません。災害時に避難所だけでなく、自宅の安全が確保されれば、多くの方が在宅で過ごします。その際、どのようにしてトイレを確保し、衛生環境を守るのか。避難所、在宅、そして時間の流れを含め、必要なことを整理しておくことが求められます。

そこで伺います。災害時のトイレ対策について、地域防災計画の何をどこまで整理し、どの範囲を位置づけるのか、方向性をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わり、再質問は自席から行わせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

御質問の1、安全・安心なまちづくりについてのうち（1）防犯対策の在り方について、市民健康部からお答えいたします。

市内の防犯カメラの設置台数につきましては、まず、本市が防犯活動の一環として管理しているカメラが計44台ございます。これは、市内の団体などから寄贈を受け、自治振興課が維持管理しているものの台数となります。

次に、町会・自治会等が設置管理しているカメラの台数につきましては、正確には把握してございませんが、設置に当たり、本市が補助金を交付したカメラの台数で申し上げますと、平成25年度の補助制度開始以来、累計578台となっております。市と町会・自治会等は共に犯罪のない安全で安心

なまちづくりを推進するため、地域の実情に応じて必要なところに防犯カメラが設置できるよう努めてございます。

設置後の運用は、市と町会のそれぞれが保有するカメラを適切に保守管理し、録画画像等の個人情報の管理や警察捜査等への対応などの運用管理を行っております。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の2点目、防災対策の在り方につきまして、危機管理部より御答弁いたします。

災害時のトイレ対策は、避難者の健康維持や衛生環境の確保に直結する重要な課題であると認識してございます。

本市では、岸和田市地域防災計画に基づき、避難所運営や生活環境の確保、し尿処理等を含めた避難生活対策の一環として、この対策を位置づけてございます。

また、具体的な運用につきましては、避難所運営マニュアルに即して対応することとしており、避難所のみならず、在宅避難者への情報提供や携帯トイレの備蓄啓発などにも取り組んでおります。

今後につきましても、国のガイドラインや過去の災害の教訓などを踏まえ、地域防災計画との整合を図りながら、避難所運営マニュアルの内容充実を通じて、実効性の向上に努めてまいります。あわせて、必要な事項については、地域防災計画への反映を検討してまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

それぞれに御答弁いただきました。では、防犯対策の在り方について再質問をさせていただきます。

町会方式で整備が進められてまいりまし

たけれども、維持管理費の負担や担い手の状況などから、地域によって設置の進み方に差が生じつつある、そのような声も町会からも伺っております。町会の皆様ができる範囲で取り組んでくださっている一方で、結果として十分に整備が進んでいない場所も残っている可能性がございます。

そこでお伺いをいたします。市として防犯カメラの配置の全体像をどのように把握し、その上で、町会方式だけでは対応が難しい地域にはどのように関わるのか、お示しください。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

これまでに町会・自治会等が設置されてこられた防犯カメラ、合計578台について、全てのカメラの設置場所は本市で把握できております。また、市内全域をできるだけ広く面的にカバーできるように、未設置のエリアや設置台数の少ない地域などに対しては、岸和田警察署とも協議しつつ、整備を促していくことが必要であると考えております。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

このように、配置の偏りの背景には、社会状況の変化とともに、町会の加入率や担い手の状況が大きく変化してきたという現実があります。平成25年に防犯カメラの補助制度が始まってから既に13年が経過をいたしました。この間に町会の加入率は低下し、役員の担い手不足も深刻化し、地域の状況も大きく変わりました。

現在、和泉市では、このような背景を踏まえまして、一括管理をされてございます。当時と同じ町会方式を今回これからも前提に続けていくことには限界が見えてきてい

るかと思います。また、保守点検などの維持管理費、そして警察からの捜査協力、個人情報管理など、町会に負担が偏る現在の仕組みは、今後さらに継続が難しくなる可能性があるのではないかと考えております。

制度開始から13年が経過した今、町会方式だけに依存するのではなく、市方式やハイブリッド方式へと見直していくべき時期が来ていると考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

市民一人一人の防犯意識を高め、犯罪の防止に取り組む地域の自主活動を支援する観点から、町会等に補助することにより、防犯カメラの設置を促進してまいりました。今後も引き続き、各町会等の御意向や現状をしっかりとお聞きしながら、防犯カメラの補助制度を継続し、各町会等が行う防犯活動を支援してまいりたいと考えております。

しかしながら、一方で、議員御指摘のとおり、町会では対応し切れない地域や、防犯上、特に注意すべき地点もあるかと思われますので、今後は警察署の意見をお聞きした上で、必要があれば市が直接設置管理することも検討してまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

御答弁いただきまして、ありがとうございます。ただいまの御答弁、本当に前向きに捉えさせていただきます。

防犯というのは、市民生活を支える基盤であり、全庁で取り組むべき重要分野です。これまで防犯カメラを中心にお聞きをいたしましたが、地域の共助として尽力いた

く町会の皆様には心から感謝を申し上げます。しかし、犯罪の手口が変わる中、今の形だけでは地域の安全を守り続けることが難しくなっておりました。市民が自分の生活に置き換えて行動できる予防の仕組みが私は必要であると思い、自助、共助、公助の3つの視点から提案をさせていただきます。

第1に、自助を支える犯罪別の予防行動メニューの導入についてです。

自転車等にはツーロック、空き巣にはセンサーライトなど、横浜市では、犯罪の内容によって、その中から自分に必要な対策を選べる仕組みを整えてあります。個人が何をすればよいのか、防犯対策はどうしたらいいのか、そういうときに本当に役立つものだと思います。そして、本市としても、必要な方には補助や支援を組み合わせ、誰もが一步を踏み出せるようにしていただきたいと考えます。

第2に、共助としての市民の声を受け止め、生かす双方向の仕組みについてです。

広報誌では、防犯の特集号も丁寧につくられていました。見るだけで、一方通行に終わってはもったいないです。紙面に例えばQRコードを載せて、岸和田アプリへとつなげば、市民がその場で防犯意識や意見を届けられ、地域ごとに防犯のニーズを把握もでき、対策に反映できる双方向の形が生まれます。また、さらに、アンケートの協力者にはポイントがつく、そのような仕組みを加えて、参加につなげていただきたいと考えます。

第3に、公助としての市が主体となって市民の防犯力を高める情報発信についてです。

市としての防犯発信は、観光やPR動画に比べて前面に出ておらず、他市では防犯情報を新着としてトップに掲げる取組も進

んでおります。今、どんな犯罪が増えているかを知るだけでは巻き込まれます。これは犯罪だと気づき、誘われても断れる力を育てることこそ、公助の役割です。本市としても、防犯こそ動くSNSで分かりやすく伝え、さらに、学校や地域で使える岸和田市の実情に合わせたローカル防犯教材を用意していただきながら、市内外の安全を支える体制を整える必要があると考えます。

自助、共助、公助が重なって、市民が自分で考えて、選んで、行動できる市民参加型の防犯を本市の上位施策として育てていただくことを強く要望して、この質問は終わらせていただきます。

続けて、2点目の防災対策について再質問をさせていただきます。

災害時にトイレを使える状態にするには、備蓄だけでは不十分で、実際に動かせる運用体制が必要です。しかし、避難所の運営マニュアルでは、トイレは衛生班の役割として最低限の記載にとどまっています。

一方、これまでの災害では、夜間の明かりや安全確保、臭気や汚物の扱い、清掃、消毒の頻度、管理体制など、より具体的な運用が必要であることが明らかになっています。

また、在宅避難が増える中で、個別浄化槽の家庭が停電時にどう対応するのか、携帯トイレを備えていても、使い方を知らない方が多いことも課題です。そこで伺います。避難所の運用、在宅避難者の対応、市民への啓発と共助、そして管理体制について、本市としてどこまで整理が進んでおり、今後どのように具体化していくのか、見解をお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

避難所におけるトイレ対策につきまして

は、避難所運営マニュアルの中で、衛生班を中心に、トイレの維持管理や衛生環境の確保を行うこととしてございます。

議員御指摘の照明や安全確保、臭気対策、汚物の管理、清掃、消毒などにつきましては、国の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインにおいても重要事項と位置づけられており、本市におきましても避難所運営マニュアルの見直しを通じて、より具体的な運用方法の整理を進めてまいります。

また、在宅避難者への対応につきましては、携帯トイレの備蓄や使用方法の周知を進めてまいります。特に大規模災害の発災直後は下水道施設の被災により水洗トイレが使用できなくなるおそれがあることから、携帯トイレを活用し、トイレへ流さない対応が必要になることについても啓発を進めてまいります。

あわせて、広報紙や出前講座、防災訓練等、あらゆる機会を通じて、平時から備蓄の重要性や適切な使用方法の周知に努めてまいります。

災害時には行政だけでなく、地域住民による共助も重要であることから、防災福祉コミュニティ等の地域組織と連携しながら、平時から知識の共有と備えの充実を図ってまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

御答弁いただきました。

災害時のトイレ対策を実効性あるものにするためには、夜間の明かりの確保は欠かせません。その上で、照明の確保について提案をさせていただきます。

地域防災計画には、停電に備えた代替エネルギーの整備が明記をされています。これは、発電機だけでなく、太陽光パネルの

照明灯や蓄電設備も含まれると考えております。避難所にソーラー式照明灯を設置すれば、停電時の目印となり、防犯にもなり、蓄電できるタイプなら携帯電話の充電も可能です。

そこで伺います。再生可能エネルギーを活用した照明の整備について、本市として検討できないかお答えください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

再生可能エネルギーを活用した照明設備につきましては、停電時の安全確保や防犯対策、避難所機能の維持という観点から、有効な手法の1つであると認識してございます。

一方で、避難所ごとの立地条件や維持管理、費用対効果なども考慮する必要があることから、今後は各施設の改修や防災機能強化の機会を捉え、国や大阪府の補助制度の活用も含め、導入に向けた研究を進めてまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

導入に向けた研究ということで、本当に前向きな答弁でありました。ありがとうございます。

安全確保の観点からも、停電時には照明は本当に欠かせません。再生可能エネルギーを活用した照明設備についても、ぜひ、本当に導入に向けた研究、そして検討、そして、そのように期待をして待ち続けたいと思います。

続いて、し尿の仮置場について伺います。

災害時には、携帯トイレや簡易トイレを使った後の袋をどこに置くのかが大きな課題になります。熊本地震や能登の避難所では、袋を密閉できるバツカン方式が衛生面、

そして管理面で効果的だったと報告をされています。また、時間の経過に応じて、マンホールトイレをどの段階で使えるようにするのか、避難所に必要なトイレ数をどう整備するのか、こうした点も重要な視点です。私は、最終的には全ての避難所にマンホールトイレを整備する方向性が必要だと考えています。

そこで伺います。バッカン方式による仮置場の確保とマンホールトイレの整備方針について、本市の見解をお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

し尿の仮置きにつきましては、災害時の衛生環境を維持する上で重要な課題であると認識しております。携帯トイレなどの使用済みし尿の仮置場につきましては、避難スペースから可能な限り離れた場所に一時的に保管していただき、それらを順次回収する手法を想定してございますが、避難所運営マニュアルへの具体的な反映には至っていない状況です。

避難所で使用された携帯トイレ等の保管方法につきましては、国のガイドラインや他自治体の事例に加え、今回御提案いただいたバッカン方式による保管方法なども参考にしながら、避難所運営マニュアルの見直しを通じて整理を進めてまいります。

また、災害時のトイレ確保につきましては、大阪府救援物資対策協議会の備蓄方針等を踏まえ、発災初期において必要となる数量の確保を基本としており、その上で、マンホールトイレをはじめ、簡易トイレや自動圧着式トイレなど、複数の手段を組合せながら対応してまいります。

さらに、避難生活の長期化に伴い必要となるトイレ需要の増加につきましては、広域的な応援要請や物資調達も視野に入れな

がら対応してまいります。

最後に、マンホールトイレは災害時に有効な手法の1つであると認識しており、下水道施設との整合性や設置条件、整備効果等も踏まえながら、関係部局と連携し、計画的な整備に努めてまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

御答弁いただきました。

このバッカン方式については、整理を進めていく方向性が示され、前向きに受け止めさせていただきます。また、マンホールトイレについても有効な手法と認識はされており、関係部局と連携しながら、計画的に整備を進めていく姿勢が示されました。

しかし、災害時のトイレ対策は、避難所と在宅の双方で動く全体の体制が整っていないと機能しません。担当も多岐にわたり、地域防災計画には現場で必要となる部分が十分に記載されていない状況です。特に、し尿の仮置場については、担当の整理が進んでおらず、個別対応ではいざというときに動けません。

そこで伺います。災害時のトイレ対策について、本市として何を優先し、どの順番で具体化していくのか、地域防災計画に不足している現場の部分も含め、庁内体制と今後の進め方をお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時のトイレ対策につきましては、まず、発災直後におけるトイレの確保と衛生環境の維持が重要な課題であると認識しております。

災害関連死の要因の1つとして、トイレを我慢することによる脱水や健康状態の悪化が指摘されております。本市といたしま

しても、災害時であっても市民の皆様の命と尊厳を守るという観点から、トイレ対策は避難所運営の根幹をなす極めて重要な課題であると捉えています。

本市では、携帯トイレや簡易トイレ等の備蓄確保をはじめ、避難所運営マニュアルに基づく運営体制の整備や、市民への備蓄啓発に取り組んでいるところです。

一方で、避難生活の長期化を見据えたし尿の保管や収集の在り方、あるいは在宅避難者への対応などにつきましては、今後さらに整理が必要な課題であると認識してございます。

災害時のトイレ対策は、危機管理部門だけで完結するものではなく、環境、下水道、福祉などをはじめとする関係部局との連携が不可欠です。そのため、平時から各部局の役割を共有し、有事に確実に機能する体制づくりが重要であると考えてございます。

今後につきましても、地域防災計画との整合を図りつつ、国のガイドラインや過去の災害の教訓も踏まえ、関係部局と緊密な連携の下、避難所運営マニュアルの充実と実効性の向上に努め、市民の皆様が安心して避難生活を送ることができる環境づくりに取り組んでまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

トイレ対策は命と尊厳を守る根幹であり、連携して体制を整えていくという前向きな方向性が示されたと受け止めています。その上で、市民が実際に使える状態になるまで支える自助支援が重要です。

災害時のトイレ対策は、公助や共助だけでは成り立ちません。発災直後は携帯トイレが必須となり、時間がたてば自宅トイレが使えるかどうか変わってきます。しかし、携帯トイレを備えていても、どう使う

のか、いつ切り替えるのかまでは体験できていない方が多いのが現実です。

我が地元の光明地区の福祉ボランティアの皆さんが実際に使ってみた際にも、袋の広げ方や凝固剤の入れ方、密閉の仕方など、初めて知ることが多かったという声がありました。備えていても使えなければ意味がありません。市として広報誌や訓練で啓発を行っていただいておりますが、見聞きするだけで終わらせず、携帯トイレの使い方動画へのアクセス、そして、在宅避難者向けのトイレ利用の判断手順の掲載など、使える状態になるまで支える仕組みが必要だと考えます。

横浜市では、携帯トイレの使い方や仮置き方法、そしてマンホールトイレの手順などもまとめ、広報紙、そしてホームページ、動画を連動させて周知をしており、本当にとても分かりやすい内容となっております。本市でも広報誌に保存版として掲載し、QRコードで動画に飛べるようにするなど、市民が正しく理解をし、いざというときに使えるようにすることが自助を支える公助の役割だと考えます。

そこで伺います。市民が使える状態になるまで支えるトイレ対策の情報発信について、本市の見解をお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木寛危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時のトイレ対策につきましては、行政による備蓄や避難所での対応だけでなく、市民一人一人が平時から備え、いざというときに適切に行動できることが極めて重要であると認識しております。

議員御指摘のとおり、携帯トイレは備蓄しているだけでは十分ではなく、実際に使用方法を理解し、必要な場面で確実に活用できることが重要であると考えております。

本市では、これまでも広報紙やホームページ、防災訓練等を通じて啓発を行っていましたが、今後は市民の皆様がより実践的に学べるよう、携帯トイレの使用方法や在宅避難時のトイレ対策などについて、動画や図解も活用しながら、分かりやすい情報発信の充実に努めてまいります。

また、地震等の発災後に自宅のトイレが使用できるかどうかの判断や携帯トイレへの切替えが必要となる場面などにつきましても、市民の皆様に分かりやすく周知し、適切な行動につなげていただけるよう取り組んでまいります。

災害時のトイレ対策は、自助、共助、公助がそれぞれの役割を果たして初めて機能するものであることから、市民の皆様が備えているだけでなく、実際に使える状態となるよう、引き続き啓発と情報発信の充実を図ってまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

ただいまの御答弁を受けまして、市民が使える状態になるまで支える方向性が示されたと感じ止めました。

その上で、自助と並んで重要となるのが、地域で支え合う共助の体制です。災害時のトイレ対策は、設備や備蓄だけでは動きません。実際に動かすのは地域であり、その体制の強さが初動を左右します。しかし、地域によってはその体制や担い手に差が生じるため、携帯トイレやバツカンの管理、訓練の指導などに課題が生じることもあるかもしれません。

こうした地域性のことを埋める上で、防災士の皆さんは、実務面で力を発揮できる重要な存在となります。防災士は、平時から防災活動を学び、訓練を重ねておられ、トイレの設営や衛生管理、避難所運営のサ

ポートなど、災害時に大きな力を発揮できる方々だと思います。コミュニティーが弱い地域では、防災士を公助の一部として位置づけ、行政と連携した協力体制をつくっていくことが必要ではありませんか。

さらに、避難所の鍵については、災害時に確実に開けられることが初動の生命線となります。そのため、キーボックスを設置し、管理体制を一本化することは検討ではなく、必ず整備すべき項目だと考えます。

そこで伺います。防災福祉コミュニティーの有無による地域差踏まえ、保管体制、訓練の主導、避難所の鍵管理、防災士の協力体制をどのように整えていくのか、本市として公助としての支え方をどのように考えているのかお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

災害時の避難所運営につきましては、防災福祉コミュニティーを中心とした地域主体の取組が基本と考えてございます。一方で、地域ごとに体制や担い手の状況が異なることから、市としましては訓練や出前講座、運営マニュアルの周知などを通じて地域活動を支援しているところです。

また、防災士につきましては、防災に関する専門的な知識や技能を有し、平時の防災啓発活動や訓練、災害時の避難所運営支援など、地域防災力の向上に大きく寄与している貴重な人材であると認識しております。そのため、地域や防災福祉コミュニティーから相談があった際には、大阪府から提供された防災士のデータなども活用し、必要に応じて防災士の紹介や情報提供を行うなど、地域の実情に応じた連携を図ってまいります。

また、避難所の鍵の管理につきましては、現在の管理体制を基本としつつ、地域の実

情や施設管理上の課題を踏まえ、キーボックスの設置、活用を含め、より円滑な初動対応につながる手法につきまして検討してまいります。

今後も、公助が地域の共助を支えるという考えの下、防災福祉コミュニティの活動支援を中心に、さらなる地域防災力の向上を図ってまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

ここで要望させていただきます。初動体制が確実に機能するよう、キーボックスの設置、活用は検討にとどめず、整備を進めていただきたいと要望しておきます。また、防災士の皆さんが地域差を補い、共助を支える専門人材として力を発揮できるよう、市として連携の在り方を明確に位置づけ、地域との協働体制をより強固なものとしていただきたいと要望しておきます。

災害時の被害を減らすためには、避難所だけではなく、家庭での安全確保は欠かせません。特に家具の固定や感震ブレイカーの設置は命を守る基本ですが、高齢者や単身世帯からは自分ではできないという声が多くあります。一方で、市内には、有償ボランティアなど、地域の困り事に対応する共助の力があります。こうした活動を広げるためには、公助として共助を後押しする仕組みが必要だと考えます。

岸和田アプリには、地域活動にポイントを付与できる仕組みをひもづけることが可能と認識しています。家具の固定や感震ブレイカーの設置支援にポイントをつければ、地域の助け合いを促すことができるのではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。家具の固定や感震ブレイカーの設置支援を共助の取組として位置づけ、岸和田アプリのポイント

制度などを活用して後押しをする仕組みについて、本市はどのように考えられるのでしょうか。自助と共助を支える公助の役割についてお聞かせください。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

家具固定をはじめとする設置支援など、地域における助け合い活動は、自助、共助を支える重要な取組であると認識しております。

本市では、地域活動への参加促進や防災意識の向上につながる仕組みづくりについて検討しているところであり、今後、運用が予定されてございます岸和田アプリのポイント制度につきましても、その活用可能性の1つとして、担当部局と連携し、検討してまいります。

引き続き、自助、共助を支える公助の取組として、地域防災力のさらなる向上につながる方策について研究してまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

御答弁いただきました。

家具の固定の支援は、命を守る基本的な備えでございます。地域の支え合いを後押しする重要な取組となります。ぜひ岸和田アプリのポイント制度を活用して、仕組みづくりについては具体化に向けて検討が着実に進むことを期待しております。

ここからは、地震後の火災対策について伺います。

感震ブレイカーについて、消防庁では、令和6年の能登半島地震を受け、普及推進が必要であるとの提言がなされ、防災基本計画や本市の火災予防条例にも位置づけられました。また、各都道府県及び市町村において普及促進に関するモデル計画を策定

することとされたと認識していますが、本市の現在の状況と見解を消防本部にお尋ねをいたします。

○友永修議長

篠原消防長。

○篠原圭司消防長

感震ブレーカーは、大規模地震発生時に電気火災を防止するための有効な機器です。議員お示しの計画は、感震ブレーカーの普及推進に関する計画で、都道府県及び市町村に計画を策定するよう、消防庁予防課から通知があったものです。

地震の後の火災は、同時多発、消防力劣勢、道路の通行障害などにより、消火が困難で被害が拡大する傾向にあり、本計画は、その予防を図るため、感震ブレーカーの設置を進めるための計画です。

木造の建物が密集している地域や津波浸水想定区域などの出火、延焼危険性の高い地域を優先的に進めることとされ、消防本部においては、計画の基となる地域の選定を進めております。

広報啓発のポイントとなる感震ブレーカーの認知度、通電火災の危険性に対する認知度の向上については、かねてより防火講演や出前講座などの機会を通じて周知を図っていますが、改めて本計画に位置づけ、普及啓発を進めてまいりたいと思います。計画の策定につきましては、大阪府や関係部局と連携を図りながら、鋭意取り組んでまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

御答弁いただきました。

消防庁の計画では、木造の建築物が多い地域など、延焼の危険性が高い場所を優先して取り組むこととされています。本市でも、大阪府や関係部局と連携しながら、対

象地域の検討を進めているとの御答弁がありました。一方で、通電火災を防ぐ感震ブレーカーは基本的な備えである。そして、消防職員の皆様が啓発に本当に取り組んでいただいているとは知っております。

その中でも、啓発は行われているものの、実際の設置が進んでいないというのが課題でございます。本市には、木造の建物が多く残る地域や、かつての城下町の趣を保つ町屋が連続する紀州街道など、歴史的景観を形成する地区もあります。こうした地域を含め、市内の火災危険性の高い場所を把握し、感震ブレーカーの普及と実際の設置につながる取組を進めていただくことが重要だと考えております。とりわけ設置に結びつくよう市としての仕組みを整え、必要な支援の在り方を検討しながら取り組んでいただきたいと、この点を強く申し上げておきます。

次に、初動の確実性という点では、津波避難も課題を抱えています。本市の防災マップには、南海線より山側の東側避難とありますが、海辺の木造密集地では、高齢者や単身世帯の方が短時間で移動することが難しいというような声も多く聞いてございます。また、避難ビルの数や位置、そして夜間の開放、鍵の管理など、いざというときに確実に使える状態にしておくための課題も残っております。初動を確実にするには、これらを平時から整理し、関係部局が連携して、実際に動ける体制を整えていくことが重要だと思います。

そこでお尋ねをいたします。津波避難について、避難ビルの確保や夜間の開放、鍵管理、そして移動に時間を要する方への対応を含め、初動で必要となる体制をどのように整理し、今後どのように強化をされていくのか、本市の考え方を伺います。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

津波避難につきましては、地震発生後、速やかに避難行動を開始していただくことが何より重要であると考えてございます。

本市では、津波到達までの時間や、徒歩による避難を前提として検証いたしました結果、津波避難困難地域はないものと判断しており、津波から身を守るためには、浸水想定区域外への水平避難を基本としております。

一方で、高齢者や要配慮者の方、また、津波の覚知が遅れた場合や、何らかの事情により避難が遅れた場合に備え、補完的な避難手段として津波避難ビルを指定しております。

また、本市では、津波避難ビルの確保に向けて、民間施設等からの協力の申出を随時受け付けており、立地条件や構造、安全性などを確認した上で、津波避難ビルとして活用可能な施設につきましては、指定に向けた検討を行ってまいります。

津波避難ビルにつきましては、施設管理者等と連携しながら適切な維持管理に努めており、夜間や休日におきましても、職員や施設管理者による解錠を基本として対応しております。

また、地域との連携や施設管理者との協力体制の構築により、迅速な施設開放に努めているところですが、津波避難は人命に直結するものであることから、緊急時には人命保護を最優先として対応すべきものと考えております。

今後も、水平避難を基本とした避難意識の啓発や訓練の実施、避難情報の周知に取り組むとともに、津波避難ビルの運用を含め、地域や施設管理者との連携を図りながら、迅速な避難行動につながる体制づくりに努めてまいります。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

今までの質問に対しまして、本当に親切にお答えを頂いたと受け止めております。

防災は危機管理部だけで完結するものではありません。これまで質問してきた対策の多くは、実際に全庁にまたがる課題です。地域防災計画には大きな体系が記されていますが、有事に実働の体制が取れるかどうかは、平時からの仕組みづくりがなければ担保ができません。仕組みがなければ、市民を守るどころか、路頭に迷わせることになりかねません。だからこそ、各部局が防災を自分事として捉え、何が必要かアンテナを張り巡らせていただき、全庁連携で仕組みや施策をつくり、それを地域防災計画に明確に位置づけていくことを要望して、この質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後3時10分再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

一般質問を続行します。

まず、烏野議員。

(13番 烏野隆生議員登壇)

○13番 烏野隆生議員

議長より発言のお許しを頂きましたので、一般質問に参加させていただきます。理事者の皆様方におかれましては、質問の趣旨を御理解いただき、的確に御答弁いただきますようよろしくお願いを申し上げます。議員の皆様方におかれましては、しばらくの間、御静聴賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い、1つ目の子育て世代に選ばれる岸和田について質問をさせていただきます。

令和8年第1回岸和田市議会定例会において、佐野市長が説明した令和8年度施政方針の中で、特に力を入れて進める3点のうちの1つ、子育て世代に選ばれる岸和田について、1つ目の待機児童についてお伺いをします。

過去にも様々な議員から、その年度による待機児童の状況など質問があったと思います。2016年に「保育園落ちた」との言葉が匿名ブログに書き込まれ、待機児童の質問が全国的に多く取り出されました。それから10年、保育所の新設や増設など、様々な取組を進めた結果、近年では、全国的に

待機児童に関する記事など、減少傾向になっております。

こども家庭庁が昨年、令和7年4月1日時点での保育所の定員や待機児童の状況を取りまとめた。この取りまとめは、全国の保育所の状況を把握することを目的に毎年実施しているものでありまして、平成27年度の調査から、従来の保育所に加え、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園などの特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の数値も含まれております。

令和7年4月の状況では、保育所利用定員は303万人、前年比1.5万人の減少、保育所を利用する児童の数は268万人、前年比2.7万人の減少、また、待機児童数は2254人で、前年比313人の減少という調査報告でありました。全国的に見ても、年々待機児童数は大幅に改善されていると見られます。

本市においても、待機児童のピークは平成27年の42名であり、現在、令和8年は1名と、待機児童解消の取組の成果でもあろうかと思えます。しかしながら、待機児童の数え方には国が定めた基準があるため、その基準に含まれない子供は実際に保育園に入れないという状況でも待機児童としてカウントされないケース、いわゆる隠れ待機児童と呼ばれています。

そこで、本市の隠れ待機児童についてお伺いします。本市において過去3年間の入園申込み数と待機児童に含まれない潜在的待機児童数を教えてください。

2つ目の市立幼稚園及び保育所再編方針についてお伺いをいたします。

本市の令和6年度、令和7年度においての市民意識調査結果報告でも、保育を必要とする人が安心して子供を預けられる環境づくりが最も重要度の高い項目として挙げ

られております。現在までの個別計画において、前期計画及び中期計画に基づいた再編の進捗状況を教えてください。

3つ目の幼保小架け橋プログラムについてお伺いをいたします。

幼、保、こ、小の連携及び接続の推進は、2022年から国の事業としてスタートしております。幼稚園や保育園から小学校へ進学をした際に、生活や学習ルールの違いに適応できず、戸惑いが生じることでありますが、文部科学省では、幼保小の架け橋プログラム、子供に関わる大人が立場を超えて連携をし、かけ橋期の義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間にふさわしい自主的、対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指しているものです。

岸和田市幼保こ小接続カリキュラムの効果的な活用に向けた支援について、現在までの取組を教えてください。

続きまして、2つ目の郷土愛の育成についてお伺いをします。

郷土愛とは、自分が育った地域や住んでいる地域に対して、愛着や誇りのことを指します。地域の歴史や文化、風景、方言、人々のつながりなど、子供たちに郷土に誇りと愛着を持たせることで、知、徳、体の調和が取れた生きる力を身につけることが大事であろうかと思えます。

現在は、郷土に対する愛着や郷土意識が希薄となる傾向にあると感じております。学校教育では、小学校の道徳や総合的な学習など、郷土愛を育てることが大事な目標の1つとされております。現在の取組について教えてください。

壇上での質問は以上です。2回目以降は自席にて再質問を行います。御清聴ありがとうございました。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の1の1、待機児童につきまして御答弁いたします。

直近3か年の入園申込者数は、令和6年が4464名、令和7年が4530名、令和8年が4518名となっております。潜在的待機児童につきましては、申込者数から利用希望開始日が到来していない方と、既に把握しています待機児童数を差し引いて算出しております。令和6年が228名、令和7年が240名、令和8年が201名となっております。

続きまして、御質問の1の2、市立幼稚園及び保育所再編方針について御答弁いたします。

市立幼稚園及び保育所の再編につきまして、前期計画では、令和7年4月に市立旭・太田こども園が開園し、中期計画では本年4月に市立春木・大芝こども園が開園をいたしました。現在は、仮称市立桜台・光明こども園の建設工事を進めておりまして、令和9年4月の開園を予定しております。

さらに、令和10年4月には市立大宮幼稚園及び大宮保育所を再編し、民間事業者による認定こども園を開園する計画となっております。

本年2月に設置運営事業者が決定し、今後は、関係部署での調整と説明会などを重ね、開園準備や周辺環境対策などを順次進めてまいります。

現時点での主な懸案は、新園の建設に当たり、現施設での保育環境の確保と近隣への配慮でありまして、必要な調整を継続して行なってまいります。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

御質問の1の3番目、幼保小の架け橋プログラムについて御質問を頂戴いたしましたので、学校教育部よりお答えさせていただきます。

幼稚園、保育所等の就学前施設に通う子供が小学校へ入学した際に、生活や教育の環境が変わることに戸惑いを感じてしまうことや、互いの教育内容を共有できていないことによって、教育の連続性が途絶えてしまうことが課題となっています。

この課題に対しまして、全ての就学前施設や小学校が施設類型を超えて連携し、5歳から小学校1年生のかけ橋期において、一人一人の多様性に配慮し、全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指したものが、幼保小の架け橋プログラムでございます。

本市では、文部科学省作成の幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きを基に、令和6年度末に岸和田市幼保こ小接続カリキュラムを作成し、活用に向けた周知、研修等を行っているところでございます。

続いて、御質問の2、郷土愛の育成について、引き続き御答弁申し上げます。

郷土に関しては、学習指導要領の特別の教科、道徳や総合的な学習の時間、社会において取扱いが行われております。

具体的には、特別の教科、道徳では、郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚を持って郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること、総合的な学習の時間では、地域の人々の暮らし、伝統と文化など、地域や学校の特色に応じた課題をよりよい郷土の創造について探求的に学ぶこと、社会では、小学校3・4年生において、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うという

ふうに記載されてございます。

以上でございます。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

御答弁ありがとうございます。それでは、順次再質問をさせていただきます。

本市において、過去3年間の入園申込み数と待機児童に含まれない潜在的待機児童数に対しての御答弁では、入園申込者数は毎年約4500人であり、申込者数から利用希望開始日が到来していない方と、既に把握している待機児童、いわゆる潜在的待機児童は約200名の方がおられます。このような潜在的待機児童の実態を正確に把握し、適切な保育サービスの提供につなげることが求められております。

今年度の入園の通知が2月頃に送られてきて、保育園に入園できなかった方々が直接、子育て施設課や電話での問合せなど、担当者が対応に追われておりました。

保育園に入園できなかった子供の保護者に対してどのようなサポートをしているのでしょうか。また、子育て施設課の窓口には、保育サービスの情報提供、保育所利用に向けての利用者支援の専門員ということで、保育コンシェルジュを配置されていますが、その対応についても併せて教えてください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

保育所に入所できなかった保護者の方には、窓口及び電話での相談を随時受け付けておりまして、月ごとの入所案内や空き状況の御案内を継続して行っております。

また、子育て施設課では、保育サービスの情報提供や入所支援の専門職であります保育コンシェルジュを配置しておりまして、

保育施設や幼稚園等への入所案内、一時預かり事業や認可外保育施設、病児保育事業などに関する御相談に対応いたしております。

○友永修議長

鳥野議員。

○13番 鳥野隆生議員

対応としては、入園できなかった子供の保護者に対しての空き状況の案内や、詳細な説明の対応には理解しました。

入園の申込みの際にも、保育コンシェルジュが入園できるよう、保護者に対して利用可能な保育施設の詳細な情報提供を行い、特定の施設へ申込みが集中しないよう緩和する取組も進められております。

また、現存の保育施設の定員には達していない園も多く見られますが、定員数の枠を広げられない原因として、公民にかかわらず、保育士の確保が課題として挙げられております。本市においても保育士の確保は大きな課題であります。本市の保育士確保の取組状況について教えてください。また、取組の成果について、担当課としてどのような認識を持っているのかお伺いいたします。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

保育士の確保は全国的に厳しい状況でございまして、本市でも重要な課題であると認識はしております。

保育士確保に向けましては、保育士就職サポート給付金、保育士就職祝い金、保育士キャリアリターン一時金といった個人給付のほか、保育士の負担軽減を図るため、民間園向けの様々な補助金も交付しているところです。

公立園におきましては、登降園システムなどのICTの導入、保育以外の業務を委

託化することや、雇用形態の多様化、広報の強化などに取り組んでおります。また、人材確保の機会を創出すべく、令和3年から保育就職フェアを開催しておりまして、保育士確保に努めております。

これらの取組により、市全体の受入れ枠は拡大が図られ、待機児童数の改善にもつながっていると考えておりまして、具体的には、令和5年は厚生労働省定義の待機児童数が27名でしたが、令和8年は1名にまで減少しております。

○友永修議長

鳥野議員。

○13番 鳥野隆生議員

令和3年より開催している保育就職フェアを毎回見学に行かせてもらっておりますが、先日6日に開催された就職フェアは、昨年より来場者が少なく感じました。出店された公民の保育施設数に変わりはなく、各施設に現役の保育士が施設の個性を存分にアピールしながら、新規に保育士の確保に臨んでおりました。また、フェア最後には各施設から、今回の問題点などアンケートを聞き取っていると思いますので、次回に反映できるように努めてください。

保育士確保もさることながら、保育士の離職防止も重要だと考えます。厚生労働省の調査によれば、保育士全体の離職率は9.3%で、約10人に1人が毎年退職しているとのこと。本市の離職の状況について教えてください。

また、保育士が離職する背景には、子供に直接関わって保育する以外にも、書類の作成や会議への参加、保育に関するリスト管理など、保育以外の業務も多岐にわたると聞いております。こういった点を解消することが保育士の環境改善、働き方改善につながり、離職者の減少にもつながると思いますが、保育士からさらなる改善提案や

要望がありましたら教えてください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

本市の公立園の離職状況ですが、年度によって変動がございますが、令和7年度は離職率が8%でございました。保育士の業務は、児童の保育に加え、書類の作成や会議の出席、保護者対応など多岐にわたるため、事務負担の軽減が重要な課題となっております。

保育士からの改善要望といたしましても、事務負担の軽減が強く求められておりまして、さきに御答弁いたしました。登降園管理システムの導入や、保育以外の業務の委託化を進めるなど、働きやすい職場環境の実現に取り組んでいます。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

やはり保育士の確保が非常に重要であることは論を待たないと思います。離職をする原因には、給与や労働環境、職場の人間関係なども原因であろうかと思っておりますので、まず、保育士が保育に集中できる環境をさらに整備していただけるようお願いいたします。

先ほど答弁にもありましたが、例年開催している保育就職フェアは、市内の保育施設で働きたい方や興味のある方を対象にされております。実施状況やこれまでの成果についてお答えください。また、中長期的な視点で考えると、比較的若いうちから保育士の業務をPRすることも重要なことではないかと考えます。そういった点において、保育士を目指そうとする中学生向けに保育士の体験も必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

保育就職フェアは、例年6月に浪切ホールで開催している就職イベントで、市内の保育所や認定こども園に関心ある方を対象に実施しております。今年は6月6日の土曜日に開催をしまして、今回で6回目を迎えました。例年およそ50名の方に御来場いただいております。来場者は、園長や先輩保育士から直接仕事内容や職場の雰囲気を知ることができるため、好評を頂いております。民間園からは、フェアの参加を契機といたしまして、施設見学や就職につながったという報告も寄せられております。今後も実り多きフェアとなりますよう、参加者のニーズに応じた内容の充実を図ってまいります。

また、議員御提案のとおり、若い年代から保育現場に関心を持ってもらうことは非常に有意義だと考えております。本市では、中学生向けの職場体験や学生の実習受入れなどの機会を通じ、引き続き保育現場の魅力を発信してまいりたいと考えております。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

待機児童や潜在的待機児童の質問をさせていただきましたが、解消するためには、保育士の確保、離職を防止するための対策、将来、保育士を目指す子供たち。

先日、民間の認定こども園や公立の保育所にも中学生が職業体験に来られるということで見学に行かせていただきました。中学2年生の女子生徒は、私もこの園の卒業生で、そのときの保育士に憧れて、将来は自分も保育士になりたいと夢をもって語ってくれました。また、現役の保育士の方も数名、中学のときの職業体験から、現在、保育士になりましたということです。

以前にも一般質問で質問させていただき

ましたが、将来の保育士を目指す若者のためにも、岸和田市が持つ岸和田産業高等学校に保育士専門大学などに進学するまでをつなぐ取組、保育士になるための学科などをつくるのが将来の保育士の確保にも必要ではないかと思います。保育士不足の解消のためにも検討していただきますようよろしくお願い申し上げます、待機児童の質問も終わらせていただきます。

続きまして、市立幼稚園及び保育所再編方針について再質問をさせていただきます。

現在までの個別計画において、前期計画及び中期計画に基づいた再編の進捗状況の御答弁をしていただきました。

昨年、市立旭・太田こども園が開設して1年が経過し、今年4月には市立春木・大芝こども園が開園しています。また、来年開園予定の市立桜台・光明こども園が現在建設中ですが、共通している課題や、その課題についての対応について教えてください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

共通する主な課題は、建設工事期間中における教育・保育環境の確保、近隣学校・住民への配慮、この2点となります。これまでの対応といたしまして、現場職員及び保護者から頂いた意見を定期的に聴取し、関係部署や工事業者と調整することで、工事中の騒音や保護者、子供たちの通行確保など、具体的措置を講じてまいりました。

開園後も現場職員とのヒアリングを継続し、案件によっては、関係課で構成する検討部会で課題を整理し、必要な改善を行う運用としております。今後も定期的な運営状況の報告を受け、課題を早期に解決できるよう努めてまいります。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

共通する主な課題としては、建設工事期間中における教育・保育環境の確保と、近隣学校・住民への配慮の2点の御答弁でございました。

再編計画の中期計画の最後の再編は、市立大宮幼稚園と市立大宮保育所で、初の民間による認定こども園であります。先月には契約が済んだと聞いておりますが、地域の市民協議会や地域限定による市民説明会も先月行われました。

また、今月には、現在保育所に通われている対象者の保護者の説明会も実施されていると聞きましたが、開催された説明会の中で最も多かった御意見の内容や要望はどうだったのか、そのときの対応についてお聞かせください。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

御質問の市民説明会は5月28日に開催をし、設置運営事業者も同席の上、説明を行いました。参加者は約30名で、主な御意見、要望は、設置運営事業者による教育、保育の内容、工事期間中及び開園後に想定される送迎車両の増加に伴う交通安全の2点が主なものでございました。

教育、保育の点につきましては、設置運営事業者から、これまでの運営実績や公立出身者が多い職員構成、また、保護者負担の軽減も考慮した運営方針の説明がございました。

交通安全対策については、道路担当課、警察、大阪府土木事務所とも協議し、必要な安全対策を講じる方針であることを説明いたしました。

今後は保護者説明会や工事説明会を行い、頂いた御意見については、関係部署と連携

しながら、必要な検討を行ってまいります。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

現在の幼保再編計画は、令和2年から10年間で計画期間として推進されておりますが、少子化や保育ニーズの変化は今後も続くことが見込まれます。また、地域によっては少子化が進み、様々な面で保育施設が競合することも想定されております。今後は、こども・若者会議において意見交換や、分析されることと思いますが、地域ごとの人口動態やニーズの違いを踏まえ、後期計画では以下の3点について留意していただきますよう要望します。

1点目は、地域ごとの人口推計、入園希望者数等のデータを用いて施設規模や設置場所を検討してください。

2つ目は、地域の実情に応じた最適な選択肢を確保してください。具体的には、施設建て替え時の定員調整等、需要の変化に対応しやすい選択肢も検討してください。

3つ目は、保育士等の確保に向けた採用支援、研修や復職の支援等も強化を図ってください。

これらの3点を踏まえ、地域ごとの実情に応じた施設配置と運営、人材確保が図られ、保護者、地域の安心につながる後期計画となるように努めていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、幼保小の架け橋プログラムについて再質問をさせていただきます。

答弁では、文部科学省作成の幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きとともに、令和6年度末に岸和田市幼保こ小接続カリキュラムを作成し、活用に向けた周知、研修等を実施しているということですが、では、その幼保こ小接続カリキュラムの効果的な活用に向けた支援につ

いて、現在までの取組を教えてください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

令和5年度の岸和田市幼保こ小つながる会議の開催以降、岸和田市幼保こ小接続カリキュラムの検討や効果的な活用に向けた支援について、継続的に協議を行っており、ところでございます。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

今、答弁にありました岸和田市幼保こ小つながる会議の目的や構成、今後の取組について教えてください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

岸和田市幼保こ小つながる会議は、施設類型を超えて、幼保こ小の教職員が気軽に話し合える関係を構築し、本市の幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図ることを目的としております。

構成は小学校長代表、公立幼稚園長代表、私立幼稚園連合会代表、保育所長会代表、市立認定こども園代表、民間保育協議会代表、事務局として子育て施設課、こども政策課、人権教育課、学校教育課となっております。

今後の取組として、岸和田市幼保こ小接続カリキュラムの活用に向けた周知研修等は引き続き行ってまいります。また、小学校教員と幼稚園、保育所、認定こども園等の教職員による相互の授業参観、保育参観や、それぞれの子供たち同士の交流を計画しております。今後、適切な実施に努めてまいります。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

御答弁ありがとうございます。

御答弁では、小学校教員による保育参観、幼稚園、保育所、認定こども園等の教員による授業参観や校園所の子供たち同士の交流の計画を実施しているとのことですが、幼児期の教育、保育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う改めて重要であります。幼児教育・保育の質的向上を図るとともに、小学校への円滑な接続を図り、接続期の充実を図るのも最も重要であります。

子供同士や先生と子供の交流、職員間の連携やカリキュラムなどの共有など、岸和田市幼保こ小接続カリキュラムの活用を各校区の特性に応じ、実践報告や管理職からのヒアリング等を実施し、分析を行うこと、また、必要に応じ、カリキュラムの見直しや研修内容の改善、PDCAサイクルに基づき、継続的に充実を図っていただけるようお願いし、幼保小架け橋プログラムの質問を終わります。

続きまして、郷土愛の育成について、現在の取組について御答弁を頂きました。

郷土愛を育む特別の教科、道徳では、郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚を持って郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること、総合的な学習の時間では、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題をよりよい郷土の創造について探求的に学ぶことが分かりました。

では、現在の市教委の取組や学校での取組について教えてください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

小学校3・4年生の社会におきましては、岸和田市について詳しく理解できるように、

市教育委員会が編集している社会科副読本「わたしたちの郷土」、こちらを各小学校で使用してございます。

小学校では、市内を巡る社会見学や、地域の方をゲストティーチャーとしてお招きしまして、職業講話や出前授業の実施、職場体験や体験学習に取り組むなど、郷土への理解を深めているところでございます。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

小学校3・4年生の社会では、岸和田市について詳しく理解できるように、市教委が編集している社会科副読本「私たちの郷土」の答弁でございました。

「わたしたちの郷土」について、内容などを詳しく教えてください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

「わたしたちの郷土」でございますけれども、こちらは教員が編集委員となりまして作成を行ってございます。初版が発行されたのは昭和38年で、現在使用しているものは28訂版となつてございます。内容としては、岸和田市の自然や歴史、文化、産業等となっており、子供たちは社会科副読本を活用した調べ学習や、市内各所を巡る社会見学等を通じて、郷土に対する理解を深めているというところでございます。

○友永修議長

烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

「わたしたちの郷土」は、岸和田市の自然や歴史、文化、産業等となっていて、子供たちは社会科副読本を活用した調べ学習や市内巡りの社会見学等を通じて学習しているとの御答弁でございました。

友永議長に憑依をして……。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

私に弁明の機会を全く与えず……。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

〇〇〇（3文字削除）の言い分のみをとうとうと語り……。

○友永修議長

発言をやめてください。

○5番 高比良正明議員

フエティシロよろしく迫害が試みられたところですが……。

○友永修議長

発言をやめてください。各議員の個人の発言については、幹事長会で留意する点を確認し合ったはずです。

○5番 高比良正明議員

何で止めるんだ。あなたの出番、後で来るから待っときなさい。

○友永修議長

事実誤認や誤解を招く発言、無礼・侮辱発言は認められません。

○5番 高比良正明議員

今回は、私に向けられるそのようなやいばが職員や市民に向かわないようにとの…。

○友永修議長

高比良議員、先ほどの発言、取り消してください。

○5番 高比良正明議員

願いを込めた質問から始めます。

正確を期するために加害者による反省の発言から引用しますと……。

○友永修議長

高比良議員、先ほどの発言を取り消してください。

○5番 高比良正明議員

2022年11月15日付しんぶん赤旗では……。

○友永修議長

高比良議員、先ほどの発言を取り消してください。

○5番 高比良正明議員

小池晃書記局長による田村智子政策委員長に対する……。

○友永修議長

このままでは発言許可を取り消さざるを得ません。取り消してください。

○5番 高比良正明議員

パワハラ謝罪と2023年9月20日付……。

○友永修議長

取り消してください。

○5番 高比良正明議員

日本共産党中央委員会書記局ホームページでは、両者とも……。

○友永修議長

高比良議員の不穏当発言に対し、発言を取り消すよう複数回……。

○5番 高比良正明議員

何を言うてんだよ。何を怒ってるんだ、君は。勝手なことを言うんじゃないよ。黙ってなさい。

○友永修議長

複数回注意しましたが……。

○5番 高比良正明議員

時間を止めなさいよ。

○友永修議長

応じないため、発言許可の取消しを忠告しました。それでも応じないため……。

○5番 高比良正明議員

止めなさいよ。時間も止めんと何をやっとなだ、君は。

○友永修議長

それでも応じないため、あなたの発言許可を取り消します。自席に戻ってください。

○友永修議長

暫時休憩します。

午後 3 時50分休憩

午後 5 時30分再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を再開するに当たり、一言申し上げます。

議員の発言は、よくも悪くも大きな影響がありますので、個人名、団体名等、できる限りの配慮をお願いします。

先ほどの高比良議員の一般質問におきまして発言の許可を取り消しましたが、当該取消しを取消いたします。

高比良議員の一般質問を続行します。

高比良議員。

(5 番 高比良正明議員登壇)

○5 番 高比良正明議員

すいません、先ほど、共産党のしんぶん赤旗、また、中央委員会書記局ホームページに載っておる共産党議員同士によるパワハラについて説明をいたしました。

また、2024年12月23日付公明党ホームページでは、共産党相模原市議会議員に対して、政党支部に当たる共産党北部地区委員会が、当該市議会議員及び家族に対するハラスメント、不法行為の強要などを行ったため、共産会派が消滅したと公表されております。

ほかには産経新聞報道もあり、法令用語において、このように反復継続して行うことは業とみなされます。それを踏まえてか、2025年4月11日開催の幹事長会議で、中井良介共産党議員は私に対して、「気に入るルールは守るけれども気に入らないものは無視をするような姿勢は改めていただきたいと思います。提案されたことについては評価しますが、一言意見申し上げて、これが会派の意見です」との言葉をお伝えくださいました。

私は、議員諸君のように好き嫌いで判断したり、説明責任を果たさないことはあり

ませんし、〇〇〇〇（４文字削除）もそこに反論はありません。この何の根拠もない公共の場で職員を誹謗中傷するような言葉が、庁舎内で職員間、市民や議員が介在した場合にあった場合、ハラスメントに当たるのかどうかお答えください。

２番、祭礼町会連合会の違法行為に対する告発義務について。

昨年９月議会から引き続き祭礼を継続し、多くの市民が納得して町会に加入をしていただけるよう、一般社団法人祭礼町会連合会の矯正について質問します。

昨年８月２６日質問で、祭礼町会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律１２０条での会計帳簿の作成及びその閉鎖のときから１０年間の保存及び１２３条での計算書類等の作成及び保存との定めに基づき、２０１６年６月２１日の設立日以降１０年間にわたって、自らが定款に官報に掲載をすると定め、登記簿に記載をしていながら違法を続けているということは市長に示しております。

この違法行為は、同法３４２条１項によれば、発起人、設立時取締役、設立時監査役、理事、監事、執行役、会計監査人、もしくはその職務を行うべき社員など、幅広い関係者に対して１００万円以下の過料が処せられるものです。

次に、刑事訴訟法２３９条２項では、公務員は違法行為に対する告発義務がありますが、本件を含め、違法行為に対する告発についての市の基本的な考えを質問します。

３番、生活保護利用者の引っ越し費用、家賃等の迂回支払いの是正について。

生活保護制度においては、２０２４年４月２５日にも質問をしており、家賃、すなわち住宅扶助費について、代理納付という形があり、幾つか条件はあるものの、毎月の家賃を市側から直接家主へ支払う方法で、北本福祉部長が「可能な世帯につきましては代

理納付となるよう制度内容等を説明し、強く働きかけをしてまいりたいと考えてございます」と答弁をしたように、広く全国の福祉事務所にて行われ、また、厚労省においても推奨しているもので、家賃の滞納防止に役立つなど、一定の効果が上がっているものと理解をしております。

では、本市における代理納付の適用状況はどのようなものでしょうか。件数等をお答えください。

また、このような家賃を代理納付以外の引っ越し費用や敷金など、いずれ業者等に支払われるものについても、市側から生活保護利用者を経由せず、直接当該業者等に支払うようにすべきではないでしょうか。それにより、使い込み等で不払いとなるリスクが生じることも防げ、生活保護利用者と福祉事務所の双方にとってもメリットがあると考えます。

ただし、それによって生活保護の利用が知られてしまうリスクもあります。これらをどのように考慮して実務がなされるでしょうか。

４番、不登校児童生徒等への給食費補助について。

長引く物価高騰から子育て世代の経済的負担を和らげるとの名目で、今年度より小中学校で給食補助が始まっております。そこから除外をされる子供についての質問として、まず、アレルギーや疾患で給食が食べられず、弁当を持参している児童生徒の保護者に対して出る補助金について教えてください。

５番、学校トイレへの生理用品設置の中断について。

生理用品の配置については、昨年７月４日質問において、貧困対策として市長部局で担当部署を決めて予算化すべきと意見をしており、あれから１年が経過をしますが、

その後、担当部署は決まったのでしょうか。また、今年度の予算書にも見当たりませんが、予算化のめどはついているのでしょうか。

6番、貧困の連鎖を断ち切る包括的性教育の必要性について。

前の質問に加えて、この質問も佐野市長の意向とは正反対でしょうが、市民を守るために質問をします。

少子化については、1974年7月に実施された第1回日本人口会議での人口減少政策宣言をはじめとする国家の失政だとこれまでもお伝えをしてきたところです。

20代の初婚と、ゼロ人から1人を生み出す第1子出生数を上げない限り、生涯で子供を持たない女性の割合、無子率と、子供を産んだ母親に限った平均出生数の改善はできず、2022年国立社会保障・人口問題研究所試算の人口は2100年には約6300万人程度と言われているが、最新の予想では約15年前倒しをされ、2050年前後には1億人を割り込み、2100年には関東大震災のあった1923年の人口推計、5812万人と同じく5000万人台になると言われております。

それでも出産が若ければいいわけでもなく、性教育、特に避妊が教えられていないがために10代で出産に直面をすれば、その先の進学等、社会進出への扉が狭くなる蓋然性があり、日本は再挑戦をさせない社会ですから、一旦貧困状態となれば、それを脱することは困難で、連鎖が続くようになります。

それを踏まえた上で、まず本市の現状を質問します。合計特殊出生率について、本市は他市と比較をし、高いのでしょうか。また、本市における出生届のうち、母親が19歳以下の出生の割合と最年少の年齢を教えてください。

そして、独り親家庭に支給される児童扶

養手当を申請される方で、19歳以下の母からの新規申請の割合を教えてください。

最後に、生活保護を利用されている世帯で、世帯分類上、母子世帯に分類をされる世帯は何件ほどあるのでしょうか。その母子世帯で親に当たる世帯主の年齢別の世帯数とその割合を教えてください。

7番、ペットの同伴防災訓練など、防災対策について。

本市では、昨年4月にペット同行避難マニュアルを策定していますが、災害時には多くの市民が大切な家族の一員であるペットと共に避難をすることが想定され、実際の避難所運営においては、受入れ場所の確保や飼養環境の整備、避難者間の調整など、様々な課題があると考えます。

また、マニュアルを策定するだけでは、実際の避難所運営における課題を十分に把握することは難しく、受入れ場所の確保や避難者の動線、ペットの管理方法などについては、訓練を行うことで初めて見えてくる課題もあると考えます。

本市におけるペット同伴避難への取組状況と、避難所におけるペット同伴避難訓練の実施についての考えを教えてください。また、ペットの同室避難が可能な施設については、現在の6施設よりも増やすべきであると考えておりますが、どのように考えているか見解をお示してください。

8番、市の方向性について。

市の方向性については、まず、職員の働き方改革について質問します。公務員は減点主義と言われるますが、職員の定着や確保のためには、職員のやる気を伸ばす必要があると考えます。

箕面市の人事評価制度では、上司、同僚、部下など、周囲の複数の視点を取り入れる多面評価を取り入れ、多角的かつ組織横断的な評価を得ることで、褒められる機会を

増やし、職員のやる気につなげ、滋賀県大津市では、職務給の厳格化と役職差の明確化を行い、若手、中堅の管理職志望が高まり、職員の意欲と業務改善意識が顕著に向上をしたようです。

本市でもそれらを参考にし、職員からだけの評価ではなく、市民からも褒めて評価をしてもらえるような制度を導入してはいるかがでしょうか。

次に、本市の自治基本条例については、2000年の地方分権一括法の施行を受けて2004年に策定され、2005年8月1日施行されており、条例を市民にお知らせする「きしわだのまちをつくるルールができました」とのチラシでは、本市の自治基本条例は、最高規範性を持つことを本市の憲法として位置づけていますとあります。2000年12月27日公布の北海道ニセコ町のまちづくり基本条例をモデルとした本市条例は、施行より21年を迎えますが、改正はされておられません。

同町は運用でも先進例となっており、4年に一度成長する条例と位置づけ、定期的な見直しと改正を前提としており、昨年は、近年の急激な国際観光地化など、新たな地域課題に対応するための検証が進んでいますし、豊中市や明石市などでも時代に合わせた改正が行われています。

人口減少が続く、本市を取り巻く社会状況が変化している中で、自治基本条例の見直しがされないままでよいのか、考えを伺います。

以後、自席より質問いたします。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

職員に関することにつきまして、2点御質問を頂きました。

まず1点目、職員のハラスメントに関す

る御質問について御答弁申し上げます。

議員お示しのような、何の根拠もない誹謗中傷に当たる言動につきましては、その言葉の意味からして容認し得るものではありませんが、ハラスメントについて、組織として判断する際は、当事者や関係者から事情を聴取し、事実関係や根拠を確認し、これまでの経緯や当該言動が相手との関係性や力の差を背景にしたものであるか、社会通念上容認される範囲を超えるかどうか、その結果として相手の環境を害しているかなど、多様な要素を総合的に勘案して判断することになります。

御指摘の言動がハラスメントに該当するかにつきましては、言動の目的、頻度、状況、相手の心身の状況など、個別事情を丁寧に確認する必要がある、最終的な判断は、証拠や状況を踏まえた慎重な判断に基づくことになると考えるところでございます。

続きまして、職員の働き方改革に関する御質問につきまして御答弁申し上げます。

議員御案内のとおり、職員のやる気を引き出すためには、職員が満足できる評価制度の構築や、職務給の見直しも必要で、他市事例なども参考にしながら制度の改善に取り組みたいと考えております。

本年4月に改訂いたしました本市の人材育成・確保基本方針では、組織、職員、職場が目指す姿とその実現に向けた取組の方向性を明確に示したところでございます。この基本方針に基づきまして、職員の能力、成果を適切に評価する人事評価制度の再構築、職務、職責に応じたメリハリのある給与体系を実現するため、給与・昇任昇格制度の見直し、職員が将来像を描きながら成長できるためのキャリア支援や研修の充実、心身ともに健康で働き続けられる職場環境の整備、これらを進めることとしております。

また、多様な人材を呼び込み、選ばれる組織となるため、採用手法の工夫にも取り組んでまいりたいと考えております。

○友永修議長

高井総合政策部長。

○高井哲也総合政策部長

総合政策部に関しまして、御質問を3点いただいておりますので、順に御答弁申し上げます。

まず、御質問の2、告発義務についてですが、議員お示しのとおり、刑事訴訟法第239条第2項には、公務員が職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならないと定められております。

基本的な流れとしましては、行政事務を行う上で、法令に反する取扱いを発見した場合、その行為などが法令に違反するものであるか調査などを行い、その事実が確認された場合には、告発の可否について判断を行うこととなります。

また、刑事訴訟法第239条第2項の規定の趣旨につきましては、逐条解説書によれば、告発を行う前提条件として、本市が職務を行うことにより、合理的根拠に基づき、犯罪があると思料されることが必要とされております。

このたびの一般社団法人祭礼町会連合会による貸借対照表の公告の有無については、本市職員が行政事務などの職務を行う中で知り得るものではございません。それに加えて、実際に告発を行うべきか否かの判断は、客観的根拠の有無等により、犯罪があると思料することの相当性や、その犯罪の重大性等を総合的かつ慎重に検討し、判断する必要があると考えております。

これらのことから、本件については直ちに告発を行う事案ではないというふうに考えております。

次に、御質問の5、学校トイレへの生理

用品設置についてですが、現在、学校での生理用品については、各校の保健室に常備する形を取っております。これは、保健室などにおいて、児童生徒と直接顔を合わせて対応することで、家庭の経済状況や生活背景に気づくことができるという大きな利点があるためでございます。このため、担当部署の決定や予算化には至っていない状況でございます。

次に、3点目の御質問の8、自治基本条例の見直しについて、岸和田市自治基本条例は、平成16年12月に策定、平成17年8月に施行されましたが、改正はこれまでに2度行われております。いずれも他の法令の改正に対応したもので、令和2年に第24条、総合計画、令和5年に第22条の個人情報の保護について改正しております。

加えて、第33条に定められているとおり、施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項が社会情勢に適合したものであるかを検討するため、岸和田市自治基本条例推進委員会を開催しております。本委員会はこれまで5回行われ、本条例の検証や見直しについて調査、審議し、建議書として取りまとめております。

建議の内容は庁内へ周知し、本条例の前文にあるように、常に安心していつまでも住み続けることができる個性豊かな持続性のある地域社会に近づけるよう努力しているところでございます。

以上でございます。

○友永修議長

田中福祉部長。

○田中康博福祉部長

福祉部に関する御質問を2点頂きました。まず初めに、生活保護制度の代理納付に関する御質問について御答弁いたします。

議員御指摘のとおり、住宅扶助につきましては、代理納付制度により直接支払い先

の口座に支払うことが可能でございます。
本市の家賃の住宅扶助適用件数は、令和8年4月は3613件で、うち代理納付は949件と、全体の26%ほどの割合となっておりますが、この3613件には収入が一定額あるため、代理納付が可能となる住宅扶助費満額支給ではなく、一部支給となっているケースも含んでいるため、実際の割合はこれより高くなるものと考えられます。この住宅扶助の代理納付につきましては、近年、その積極的な制度利用が国からも促されており、本市も制度利用を促しているところでございます。

しかし、この制度を利用することにより、議員御指摘のように、家主側に生活保護を受けていることが知れてしまうということがございます。このため、代理納付の導入に当たりましては、その制度の趣旨について丁寧な説明を行うとともに、実施に当たっての御理解を得ることに努めているところでございます。

続いて、敷金につきましても代理納付は可能と法令上認められておりますが、契約には敷金以外にも支払う費用があることから、不払いとなるおそれがある場合などにつきましては、福祉事務所の窓口で現金払いとして、支払い先と被保護者にケースワーカーも加わり、支払いを確認する形で対応しているところでございます。

次に、引っ越し費用についての代理納付は現在のところ認められておらず、原則本人へ支給する取扱いとなっております。ただし、当該行為を行うことに大きな困難が予想され、真にやむを得ない理由がある場合などには、課内会議等で協議の上、委任状の取得等をもって第三者に支払うことは非常に限定的ではございますが、可能であると考えられます。

今後も、議員御指摘のような不払いとな

ることを未然に防ぐため、最善の方法を実行していくよう努めてまいります。

次に、生活保護事業の母子世帯数に関する御質問について御答弁いたします。

各年度末時点の生活保護受給の母子世帯数でございますが、平成27年度末が407世帯にはじまり、以後、396世帯、380世帯、356世帯、342世帯、315世帯、300世帯、261世帯、256世帯、250世帯、そして、令和7年度末が216世帯となっております。毎年減少をしております。

また、世帯主の年齢別の世帯数やその割合について、令和8年4月1日現在では、世帯数は200世帯となり、そのうち19歳以下はゼロ世帯ゼロ%、20歳代は30世帯15%、30歳代は81世帯40.5%、40歳代は64世帯32%、50歳代は24世帯12%、60歳代は1世帯0.5%となっております。

なお、今申し上げました件数は、生活保護法上にて分類される母子の世帯数で、例えば祖父母と同居している母子世帯につきましては当該数には反映されておられません。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

御質問の4番目、不登校児童生徒等への給食費補助につきましてお答えを申し上げます。

今年度から実施いたします学校給食弁当代替者補助金についてでございますが、学校に登校し、給食を食べられる状態にあるにもかかわらず、アレルギーですとか疾患、もしくは宗教上などの理由で恒常的に給食が喫食できず、弁当等を持参している児童生徒の保護者に対しまして、給食費相当額を補助するものでございます。

○友永修議長

生嶋市民健康部長。

○生嶋雅美市民健康部長

御質問の6番、包括的性教育の必要性について、市民健康部に関する内容についてお答えします。

厚生労働省が公表している人口動態調査による統計によりますと、合計特殊出生率につきましては、2018年から2022年までの5年間の市町村別集計では、全国平均は1.33、大阪府内の平均は1.29のところ、岸和田市は1.44で、府内で9番目に高くなっております。

岸和田市に提出があった出生届の状況においては、母親の届出時点の年齢19歳以下の割合については、各年ごとで大きく差異がございますので、2015年から2024年までの10年間の年別市町村別集計によると、大阪府内の平均は1.08%のところ、岸和田市は累計1万3574名のうち、19歳以下が273名で、全体に占める割合は2.01%となっており、この間の届出において14歳以下が2名となっております。

○友永修議長

津田こども家庭応援部長。

○津田伸一こども家庭応援部長

同じく御質問の6について御答弁いたします。

児童扶養手当の申請件数ですが、2025年1月から12月の1年間における母からの新規申請数は239名です。うち19歳以下は4名で、内訳は18歳が3名、19歳が1名となり、全体に占める割合は1.67%となっております。

また、2015年から2024年までの10年間の新規申請数は累計で2833名で、19歳以下の内訳は、16歳及び17歳がそれぞれ1名ずつ、18歳が24名、19歳が27名で、合計53名です。全体に占める割合は1.87%となっております。

○友永修議長

鈴木危機管理部長。

○鈴木覚危機管理部長兼危機管理監事務取扱

御質問の7、ペット同伴防災訓練など、防災対策につきまして、危機管理部より御答弁いたします。

本市のペット同行避難につきましては、議員お示しのとおり、令和7年4月に岸和田市ペット同行避難マニュアルを策定し、避難所配備職員や施設管理者との調整を進める中で、同伴避難が可能な施設の整理などを行っているところです。

また、同伴可能となった施設につきましては、市ホームページ等にて公表するとともに、平時において飼い主の方に備えていただきたいことなどについても併せて周知しているところです。

一方で、議員御指摘のとおり、実際の災害時には、ペットの受入れ方法や飼育場所の確保、避難所運営との調整など、マニュアルだけでは予期せぬ課題も想定されます。そのため、ペット同伴避難につきましては、訓練を通じて実効性を検証することが重要であると認識しており、実際に訓練を行うことで、受入れスペースの確保や運営方法などの課題や改善点を把握できるものと考えております。

本市としましては、ペット同行避難マニュアルの実効性を確認するため、関係者との調整を図りつつ、今年度内の訓練実施に向けて取り組んでまいります。

また、ペットと同じ部屋に避難する同室避難につきましては、飼い主の方にとって安心感を高め、避難の促進にもつながるものと認識しております。一方で、同室避難の実施に当たっては、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方への配慮、衛生管理や鳴き声への対応、施設の管理運営上の課題などもあることから、各避難所の施設構造や利用状況を踏まえた検討が必要であると考えてございます。

現在、本市では6施設において同室避難が可能となっておりますが、議員御提案の趣旨も踏まえ、今後、避難所の環境や施設管理者との調整状況を勘案しながら、同室避難が可能な施設の拡充について検討を進めてまいります。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

それでは、順次1番から。職員のハラスメントについて、3月3日にも私が現認をして指導をし、たかひらチャンネルでは42万回も再生をされている、職員に対して殺すぞと言っていた元職員の事例を示しましたけれども、職員がカスハラを受けた場合はどのように対応をしているのでしょうか。

○友永修議長

谷口総務部長。

○谷口英樹総務部長

カスタマーハラスメントに関しましては、岸和田市過度な苦情等対応マニュアルに基づき、組織として対応を取ることとしております。

対象となった職場における統一的な対応や情報の記録、共有を行うとともに、必要に応じて総務管財課の庁舎安全担当員との連携、関係部署との情報共有や対応策の検討を行う体制を取っております。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

前回同様の答弁でしたけれども、カスハラについては、職員が個人で対応することは非常に難しいため、組織全体で毅然とした対応で当たるということが必要不可欠です。また、ため息や舌打ち、今どきの若い者は、あなたのためを思ってなど、説教じみた語りを含んで、不快感や戸惑いを覚える言動についても、グレーゾーンハラスメ

ントとされており、就業規則などを手がけるK i t e R aの調査によりますと、5割がこれを経験したと答えているにもかかわらず、6割が行ったことがないと答えていることから、行っている側が無意識だと分かります。

だからこそ、本件のように市も容認しない捏造による誹謗中傷へと議員も発展していくのだろうと考えますので、市民も職員も安心できる役所であるために、職員研修でも力を入れ、特に議員によるハラスメントは私に通報していただくよう伝えまして、祭礼町会の質問に移ります。

これはあくまでも不知を強弁する苦しい答弁が聞かれました。これからの質問は市長に伺います。

議会質問があっても、職務上知り得ていないと言いたいのでしょうか、議会出席は職務ではないのでしょうか。

○友永修議長

高比良議員、もう少し詳しくというか、分かりやすく。いけますか、市長。

○5番 高比良正明議員

続けてやりましょうか。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

続けますよ、まだ続けてやりますね。これ、同じようなことなんですけども、本市は昨年5月1日、祭礼町会と事業連携協定を締結しておるわけですけども、これは職務でしょうか。

昨年8月26日質問に、船橋魅力創造部長は、「祭礼町会連合会の法人としての確認はしてございません」というふうに答弁をしておられます。これは不作為なのか否か。不作為でないなら確認すべき項目と、その根拠法についてお示してください。

○友永修議長

いいですか。

○5番 高比良正明議員

答えないじゃないですか。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

答弁調整してないのは、市長の希望によるものですから、私が悪いんじゃないですよ。

もう1件言いますわ。一般法人法で定められている告発者が、さも自分たちではないというような答弁でしたけども、それであるならば、本来の告発者、これは行政罰なので、私のような私人では駄目なんです。市長であつたり職員でなかったらいかんのですけども、これは誰だというふうにお考えでしょうか。その根拠条文とともにお示しください。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

恐らく告発をするべきかどうかという御質問だと思うんですけども、先ほど総合政策部長が御答弁申し上げたとおりでございますが、告発すべきかどうかについては、その犯罪の重大性等を総合的かつ、そして慎重に検討して判断する必要があるというふうに私は考えております。したがって、私といたしましては、直ちに告発すべき事案であるというふうには認識しておりません。

一方で、法令遵守は社会の秩序の維持のための根幹でありますので、議員の御指摘があつたとおり、法で定められた手続は行っていくことが望ましいというふうに考えてはおります。

本件について、祭礼町会連合会の現状の確認を行いました、先方からは既に公告の実施をしているというふう聞いており

ます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

市長、これ、既遂なんですよ。やる前のときに、今やって直ちにであれば、まだ、いや、まだちょっと失念していましたと、補正が効きますというようなことになるわけですけども、先ほど申し上げたように、もう10年間そのまま既遂がずっと続いているわけです。そうなれば、今の市長の答弁、非常に不誠実ということになります。

これ、先ほど、もうアップをしていますよということを言われましたけども、6月15日付で祭礼町会ホームページにアップがなされております。ところが、法令は、自分が書いたところは公告なんですよ。公告についてホームページにアップするって書いてないんです。官報に載せますよと書いているんですから、今もそれは未達であるというふうにも言えます。

これは、府の職員出身で2022年より泉南市の副市長である阿児和成祭礼町会長の違法行為ということになりますけども、これ、今の状態であれば、何ら彼の是正はない。今の方であれば、多少是正をしようというふうな気持ちは見えます。ところが、阿児祭礼町会長は、何の説明も是正もないという泉南市政をに絵に描いたような行動に終始をしているというふうには受け取らざるを得ない……。

○友永修議長

高比良議員、他市のことは触れないでください。

○5番 高比良正明議員

分かりました。でも、泉南市議会は議会で監視機能があるのかと。でも私は違いますよと、監視するんですと。そもそも市内8祭礼町会で一般社団法人化しているのは、

本件旧市22町の祭礼町会のみではないんでしょうか。

一般的に法人化は、金銭の出納と資産管理が理由というふうにされます。お金の流れを10年間も違法に隠蔽し続けてきた理由と、佐野市長がかたくなに告発を拒む理由は、3月3日質問で不当会計と市内で唯一子供会を町会から祭礼団体の一部として再編されたような事例というふうにしましたが、南町の市長は元青年団副団長であったこと、市長としても熱心に祭礼関係者と交流を持っていることでも透けて見えるわけですが、その説明責任を果たさず、疑念を払拭できない以上、阿児祭礼町会長を含めて、トリオで疑惑の総合商社と言うしかないわけですよ。

今回、答弁すらできなかった事実は、岸和田市史に残すべき汚点であると私は考えます。もうそこで質問はやめますけども、その上で、次の生活保護の利用者の質問に移ります。

市は代理納付を一定導入しているとの説明がありましたけれども、保護を利用しているにもかかわらず、家賃を滞納したり、転居関係費用を別目的に費消してしまうというような事例も、頻繁とまでにはいきませんが、起きているとの声を聞き及んでいるところです。

そのため、市福祉事務所においては、新人、ベテラン問わず、全てのケースワーカーが個々の保護利用者に適した保護費の支払い方法を適用できるよう、制度について熟知をしていただき、利用者に合わせて代理納付を臨機応変に積極的な導入を検討すべきと考えます。

そのために、ケースワーカーが具体的事例に即した、より実践的な研修を受けられるように配慮をすることが、自立、経済的支援を問わず、適切な支援が必要な人たち

にきちんと届くような生活保護制度の運用につながると考えますので、福祉事務所の体制整備の強化を図っていくよう提案をして、次の給食の質問に移ります。

国による給食無償化は、大阪府を通じて交付金が出ますが、本市では2025年度、小学生で216人、中学生で377人いる年間30日以上の不登校や病気による長期欠席の子供は、本市の事業に含まれていません。西宮市などでは、非喫食者に対して、喫食時の給食代と同等の金額を渡しております。本市でも不登校、長期病欠などで給食を食べられない子供に対して補助金を渡すべきではないでしょうか。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

不登校や病気、けがなどによる長期欠席に関しましては、このたびの学校給食弁当代替者補助金の対象とは現在いたしておりません。ただし、不登校の児童生徒に対応するために、各校では、急に登校した場合でも給食を提供できるように、毎日予備食を準備いたしております。ただ、登校しなかった場合については、そのほかの児童生徒が分け合って食べていることにはなりません。

予備職というのは、給食の停止届を提出している場合は、先ほども申し上げましたように準備をいたしません。提出がない場合、届出がない場合というのは準備をいたしておりますので、補助金との絡みで申しますと、交付すると重複というのが生じることになります。その重複の解消というのは図っていかうと思うと、どうしても給食の停止届を頂くことが必要になってまいりますので、ただ、提出を学校から求めていくということになりますと、学校への登校等の受入れを学校が拒んでいるというよ

うにも誤解をされかねないこともありまして、学校現場から非常に、学校からは声を上げるのが難しいというお声も頂いております。

教育委員会としては、その届出につきましては、本人もしくは保護者の意思に基づく自発的な提出というのが望ましいとは考えてございます。

今回の学校給食弁当代替者補助金というのは新たな取組でございますので、まずは今年度、弁当を持参している児童生徒の保護者を対象に実施してまいりたいと考えております。ただ、一方、委員の御指摘にもありますように、不登校を含む長期欠席者への対応というのは当然のように課題として存在しているというふうに思っておりますので、今後、他市の状況等も調査研究いたしまして、不公平感がないような運用を目指してまいりたいと考えてございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

不登校児や長期欠席者の方に案内をしていただいて、少しでも目が向いたということをお示しいただきたいというふうに思います。

ほかにも除外をされている子供についても質問を続けます。今回の国による給食費の無償化は公立小学校を対象とし、本市は公立中学校についても臨時交付金を活用し、無償化を実施していますが、私立の小中学校に通う子供については、無償化の対象とはなっておりません。

高槻市などでは、私立に通学をする子供についても無償化の対象としております。本市でも私立小中学校に通学する子供を対象としてはいかがでしょうか。

○友永修議長

山田教育総務部長。

○山田潤教育総務部長

このたびの無償化の取組、国の要綱では、公立の小学校を対象とし、無償化を通じまして子育て世帯の負担軽減を図ることを目的としております。本市ではこれまで無償化を実施する際に、小学校と中学校を同時に行う運用をしまいった経過がありますので、今回につきましても、中学校については臨時交付金を活用し、無償化を実施しておりますが、議員おっしゃるように、私立の小中学校の無償化については、現時点では予定をいたしておりません。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

昨年2学期からの給食無償化には、市長が選挙中も財源として言わなかった4億3239万1000円の物価高騰のための交付金を3億1109万8000円、つまり約4分の3も使うということを指摘してきました。永野市政で私は、子供を泣かせる維新施策を批判してきましたが、今議会では、佐野市政でも子供施策は選挙向け以外放棄が繰り返されていると指摘をいたします。

本市だけではなく、このように支援から抜け落ちている子供たちについては、高市失政によるものです。給食費無償化の政府予算は、小学校児童1人当たり月額5200円で1649億円、予算組みされていない中学生分をその半分と加算しても、全体で2473.5億円です。教育支出の対GDP比は3.9%で、OECD加盟国37か国中最低を続けています。最下位か下から2番目かの違いはありますが、1980年代以降、最下位集団が固定されることで、学習塾や習い事などの学校外教育費の家計負担が非常に重く、これが実質的な子育て世帯の経済的困窮や教育格差に直結をしており、教員にも世界最高レベルの長時間労働を強い、少子化の原因と

もなっております。

一方、物価高騰対策としてのガソリン補助金では、世界が原油節約に向かっているのに、今年3月より月約5000億円が投入をされ、2022年1月の開始より、電気代、ガス代も含めた累計投入予算は約16兆5000億円規模に達しております。給食費もこのツケを自治体が背負わされるという構図で、交野市では、米価高騰により、米を週3回から2回とし、価格が安定しているパンを逆に週2回から3回へと変更するに至っております。

しかし、本市では、小学校で週3回、中学校で週4回の米の使用回数の変更は行っておりません。これは、予算で物価高騰分も見込んでいたことから吸収できたものとことですが、まさに私が昨年9月11日の質問で、米価高騰を予見し、泉大津市と高石市の共同調達への参加を呼びかけたにもかかわらず、市長が市内農家からの直接購入ですらなく、農協第一を貫いた結果が、無駄に税を農協に支払わされる結果となっております。

5月18日には、南出泉大津市長の呼びかけで米がつなぐ自治体間農業連携首長協議会、通称コメサミットが設立をされ、全国15自治体が参加をしておりますが、これは昨年9月11日質問で私が南出市長から本市の参加を取り付け、佐野市長に呼びかけたものです。

市長は、農業を守ることにも国防にも興味はないようですが、財政調整基金を昨年度予算よりも5億円増加の17億円も取り崩して、米価高騰をなかったかのように取り繕っても、それはいつまでも続かないと指摘をして、学校トイレの生理用品の質問に移ります。

他の自治体では、生理用品のトイレへの備付けが進んでおります。全校設置が標準

化しているのは、東京都、大阪府、北海道、沖縄県など15都道府県の高校で、本市では3つの府立高校ではなく、産業高校を選んだがために、その恩恵から外れることになります。関西では、大阪市、明石市など、市町村では全国で数百の自治体に設置をされております。

和泉市と泉佐野市では、私が交渉して設置に至っており、人口数で同規模の和泉市の設置初年度である2023年度決算額は、小学校11万1518円、中学校14万1229円の合計25万2747円で、翌年もそれで賄えたので、翌年の予算の購入はありません。つまり、年間予算は12万円ほどとなります。

子供の悩みなどというのであれば、ヤングケアラーとなっている本市内の子供の人数、夏服なら見える腕だけのリストカットの痕が見える子供の人数などについても調査をしているはずなので、それを市長に質問をし、どれだけ子供のことを考えているかを伺います。

また、私は、恥ずかしくて保健室に行けないとの隠れた困窮を救うべきと考えますが、市長が何の根拠もなく保健室にこだわるなら、庁舎のトイレトペーパーを市長室で1回使用分ごとに渡すようにすれば、お望みの市民や職員のお悩みの相談の機会が増え、市政改善に役立つはずです。実行してみれば、市民も職員も本市を去り、自分の間違いに気づけると指導をしております。これについても、子供や家庭だけではなく、市民や職員がしんどいというような把握自体ができるという市長自身の思いをいつ実行に移すのかということを伺います。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

トイレに備え付ける方式にもメリットがあることは十分理解をしておりますが、一

方で、保健室や職員室などで備付けにより児童生徒と直接顔を合わせて、健康状態や心理面の把握をしたりすること、そして相談、悩みを聞く機会を増やしたりすることも非常に大切だというふうに認識をしています。現時点では、学校現場で現在の形を維持していければというふうに考えております。今後も学校、教育委員会と連携を図りながら、協議をしていきます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

市長室でトイレトペーパーをお配りするそうなので、市民の皆さんも皆、市長室へ、トイレトペーパーも全部撤去しますからね。お悩みは市長に相談をしていただけたらと思うんですけども、今の質問に全く答えてないんです。先ほども不誠実だというふうに申し上げましたけども、今回についても、ペーパーを読むのはいいんですけども、全く私の質問を聞いていたのかというような答弁でありました。

給食費も不登校の子供たちは無視していたということがさきの質問でも明らかになりましたけども、私が昨年質問をしてから1年間、市長、何をしていたのか。議論を無視していたというのであれば、議事録があるはずなので、どこで公開されているのか示してください。子供のことは選挙ネタであったのでしょうか。

○友永修議長

市長。

○佐野英利市長

前回の質問の際にお答えした中では、やるとは言ってなかったはずですよ。そのときにお答えしたのは、はっきり全て答えられるか分かりませんが、実際に学校に何度か足を運んだ、何校行ったかな、二、三校行ったはずなんですけども、そこで子供た

ち、そして学校の先生方に伺った際に、生理用品の設置を保健室にあることをほとんどの方が理解されておりましたし、トイレに設置をしてほしいというお声が私のほうには届いていないということで、その設置の重要度が私には今のところ理解をできていないので、設置に至っていないということでもあります。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

佐野市長には、ありがたい昔からの言葉をお送りします。王様の耳はロバの耳、信用のない言葉ほど惨めなものはありません。今年度予算だけでも、土井善晴料理研究家への講師料が100万円、K I X泉州国際ハーフマラソン負担金として315万6000円、ポスターを貼る程度しか想定をされていない東京事務所に2600万円、駐車場もないような牛ノ口公園運動広場改修工事に7億7650万7000円も気前よく支払う一方、生理用品の12万円も無視し、幼小中全ての教員研修の合計金額は151万7000円と、いかに子供に予算をつけたくないかが分かるわけですよ。

これは、昨年3月21日、公明、共産、無所属フォーラム、次世代政策会議が、子ども議会のチラシ代9万9000円の含まれた予算案に反対をし、中止をさせた志向と一致をします。市長は、公明公認、共産推薦で選挙を戦っていたと自民議員からも言われているので当然ですが。また、これらの議員が今年の子ども議会に参加する……。

○友永修議長

高比良議員、先ほど公明党公認と言いましたが、違いますので、そこだけは訂正してください。

○5番 高比良正明議員

そうですか。自民党の議員から私、そう

聞いていましたので、それを今お伝えしました。

○友永修議長

事実ではありません。

○5番 高比良正明議員

はい、分かりました。

また、これらの議員が、先ほど、子ども議会のチラシ代9万9000円が含まれた予算を否決したこれらの議員が、今年の子ども議会に参加する厚顔無恥ぶりを見習わなければ、私は政治家にはなれないのかもしれないかもしれません。このような子供のための福祉事業についてすら、行政の継続性を破壊してまでも止める佐野圧制を子供のために打倒する決意を表明して、包括的性教育の質問に移ります。

一旦、里帰り出産による出生数も少数でするので含むとしまして、先ほどの数字からは、10年平均値で見る児童扶養手当申請者数は、全体で2割、19歳以下で1割9分ということになりますので、有意な差はありませんが、2割もの方が申請されていること自体が、厚生労働省による2022年国民生活基礎調査における相対的貧困率による国民の約6人に1人となる15.4%、また、OECD加盟国の中で最悪水準の高さが続いている独り親世帯の貧困率44.5%を凌駕する数字となっております。これは、若年の望まぬ妊娠に起因をするものと言えます。

1998年、学習指導要領に設けられた歯止め規定が包括的性教育にも影響し、これらの数値になって表れております。若くしての妊娠、出産、育児によって、家庭的にも困窮な家庭もあり、望まぬ出産もあるのでないか。そのような状況の中、現在、性に関する指導について学校の取組をお聞かせください。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

性に関する指導についての御質問でございます。学校教育部よりお答えをさせていただきます。

性に関する取組でございますが、学習指導要領に基づいて、体育科、保健体育科における保健の分野において、身体の発達や発育、思春期の体つきや初経、精通等について学んでいるところでございます。また、心も体と同様に発達し、自分の性のことで不安や心配なことがあれば相談できる対処方法等も学習してございます。

中学校におきましては、妊娠や出産が可能となる成熟が始まるという観点から、受精や妊娠の学習を行っております。また、体の成熟とともに性への関心が高まったりすることから、お互いを尊重し合うことの大切さや、インターネット上のサイト、あるいはSNS等の性に関する情報によりトラブルに巻き込まれないようにするため、自分自身の行動について考える学習に取り組んでおります。重ねて、性感染症について、感染経路や感染リスクについて取り扱い、自他の健康等についても学習しているところでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

性感染症についても、性交渉の話を抜きにすれば、せっかく重要な話であっても、理解が不十分で、禁忌で恥ずかしい、人前で話せない話となってしまいます。現在、小中学校の理科や保健体育で受精に至る過程や妊娠の経過を取り扱わないとする歯止め規定があるために、性に関する指導が不十分と考えますが、このほかに性に関して児童生徒の学びの機会はあるのでしょうか。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

議員お示しの歯止め規定でございますけれども、学習指導要領におきましては、妊娠の経過は取り扱わないものとする明記されてございます。しかし、先ほど答弁いたしました保健の授業だけではなく、道徳や特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて性に関する指導に取り組んでおります。

例えば、体と心を大切にすることや、性別の捉え方は様々であること、また、適切な人間関係を築いていくことなどの内容を記載した小学校低学年、高学年、中学校の3種類のリーフレットを配布し、活用を進めているところでございます。

また、令和8年度より、体や心で感じる心地よい気持ちや不快に思う気持ち、スマートフォンの取扱いやSNSについての2種類のリーフレットを新たに作成いたしまして、活用を進めてまいり、そういう予定にしております。

また、市内小中学校数校で外部から講師を招聘し、児童生徒や保護者に対して講演を行っております。例えば、助産師から生命誕生や二次性徴、LGBTQなどの話を聞いて、命の貴さや体や心に不安や心配がある場合に誰に相談できるか、お互いを大切にすることなどは、互いの意思を尊重するという事など、発達段階に応じて実施をしているところでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

答弁を聞けば聞くほど、この歯止め規定が包括的性教育、いろいろ熱心にやっただけにしているにもかかわらず、ここで非常に障害になっているということが分かるわけですが、歯止め規定について、日本弁護士連合会は、子供の健やかな発達の妨

げになっているとして、改定に向けた撤廃を求める会長声明を公表していますし、今年2月26日付の産経新聞では、保護者の7割超が必要と捉えており、課題は教える側の体制の整備だとも報道されています。

学習指導要領は、今年度中に2030年度からの実施に向けて中央教育審議会に10年に一度の改定答申が出されますが、性教育の見直しは主な課題になっておらず、現在と同じく、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ることなどが継続をします。

であるならば、妊娠の経過は取り扱わないとした歯止め規定に関して、本市こそ貧困の連鎖を断ち切るような包括的性教育の取組がさらに必要だと考えます。教育委員会としての認識と今後について、どのようにお考えでしょうか。

○友永修議長

倉垣学校教育部長。

○倉垣裕行学校教育部長

包括的性教育は、健全な人間関係の築き方、多様性の尊重、文化背景の理解や自己認識、他者尊重などを実現するための知識やスキル、態度や価値観を身につけるための教育であり、性そのものの教育だけでなく、かけがえのない命の大切さを体系的に学ぶものであると捉えてございます。その過程においては、人権教育の取組が非常に重要であると受け止めております。まずは、現行の学習指導要領に基づく着実な指導の実施と、学校教育活動全体を通じて人権教育と関連づけながら実施してまいります。

また、教育委員会といたしましては、教職員研修等における性に関する具体的な実践方法や教材等を周知していくとともに、各学校で性に関する取組の際には、保護者や地域の方々へ学級だよりや学校だより等

で啓発活動について推進してまいります。
また、児童生徒が触れることができるよう、
性に関する本について、チラシ配架等も行
ってまいります。

以上でございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

まずは、歯止め規定に影響されない教員、
保護者への研修と進みました。次は、保護
者の了解があれば、子供たちも歯止め規定
に縛られることなく避妊などを学べる段階
に進めます。

私が提言をし、2022年より副読本的に教
育委員会ホームページに掲載をされている
性教育のお勧め本は、他市の教員からも参
考になるとの声を頂いており、今回、改定、
追加をするとの答弁でした。

『50歳からの性教育』との書籍もあるよ
うに、本来は子供より先に大人の男にこそ
性教育が必要だと考えております。

先日、貝塚商工会議所の主催で行われた
プロの性の伝道師である森林原人さんの講
話では、作品が消費のためのものとして、
痛みや不安による女性の「嫌」をコントロ
ールしようとしていることなどが語られま
した。しかし、性教育がないことで、これ
が社会の常識となってしまうております。
何校もの校長が学んできた性教育について
私が聞くと、作品からとの答えがあり、そ
れは基本を知らずにサーカスを学ぶような
ものだと返したとき、森林さんは深いうな
ずきを頂きました。

若年による出産では、最近、母親が幼児
にビールを飲ませる動画がネットで話題に
なっているのを見ましたが、望まない妊
娠を回避するためだけではなく、生まれた
後の家庭のためにも歯止め規定を変える流
れをつくる包括的な性教育を行うよう提言

をして、防災の質問に移ります。

ペットの同室避難は、横浜市、東京都墨
田区、愛知県犬山市などでも行われていま
すが、確保避難所数などで本市が先例とな
っています。しかし、実践面では本市に不
足があると指摘をしておきます。大規模災
害時などにおいて開設をされる避難所にお
いては、日本人のみならず、日本語が苦手
な外国籍の方も避難していることが想定を
されます。本市における避難所での日本語
が苦手な外国人の方への対応はどのように
考えているでしょうか。

○友永修議長

高比良議員、持ち時間60分終わりました
ので、以上で終了します。

高比良議員の一般質問におきまして、不
穏当と思われる部分がありますので、後日
会議録を精査し、必要な措置を講ずること
とします。

この際、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会し
たいと思います。これに御異議ありません
か。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本日は
延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

午後6時29分延会